

第3期

軽米町人口ビジョン・総合戦略

令和8年度～令和12年度

令和8年3月

軽米町

- 目 次 -

1.序論	1
1.1 戦略策定の趣旨	1
1.2 戦略の位置づけと期間	1
2.人口ビジョン	2
2.1 人口の現状分析結果	2
2.2 人口の変化が軽米町の将来に与える影響	16
2.3 軽米町の人口の将来推計	18
2.4 人口の現状分析等のまとめ	21
2.5 人口の将来展望	22
3.総合戦略	24
3.1 基本的な考え方	24
3.2 実行にあたっての基本方針	24
3.3 基本目標	27
3.4 戦略の推進とフォローアップ	41
4.資 料 編	43
4.1 軽米町総合戦略推進委員会設置要綱	43
4.2 軽米町総合戦略推進委員名簿	45

1. 序論

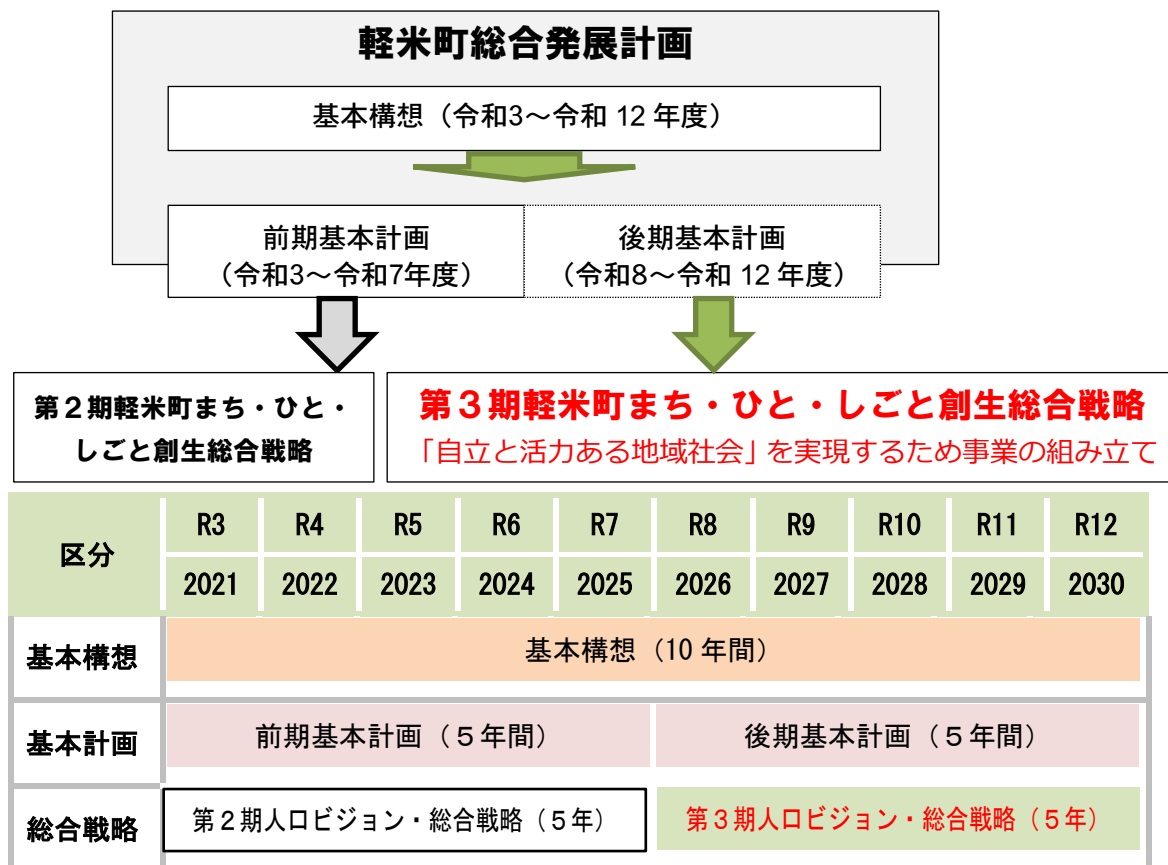
1.1 戦略策定の趣旨

軽米町人口ビジョン・総合戦略（以下「軽米町総合戦略」という）は、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）に基づき、少子高齢化の進展に的確に対応し人口減少に歯止めをかけるとともに、住みよい環境、活力ある地域社会を維持していくために、今後 5 年間の施策の方向性等をまとめた計画です。

これまでに、平成 27（2015）年度を初年度とする軽米町総合戦略に続いて、令和 3（2021）年度から 5 年間の計画期間とした第 2 期軽米町人口ビジョン・総合戦略を策定し事業を推進してきましたが、計画期間の終期を迎えることから、新たに第 3 期軽米町人口ビジョン・総合戦略を策定し、人口減少対策を更に推進していくものです。

1.2 戦略の位置づけと期間

第 3 期軽米町総合戦略は、上位計画である軽米町総合発展計画・後期基本計画との整合を図り、町の将来像の実現に向けた人口減少の抑制、持続的な発展に向けて重点的に実施するプロジェクトとして、令和 8 年度から 5 年間の人口減少への総合的な対策です。



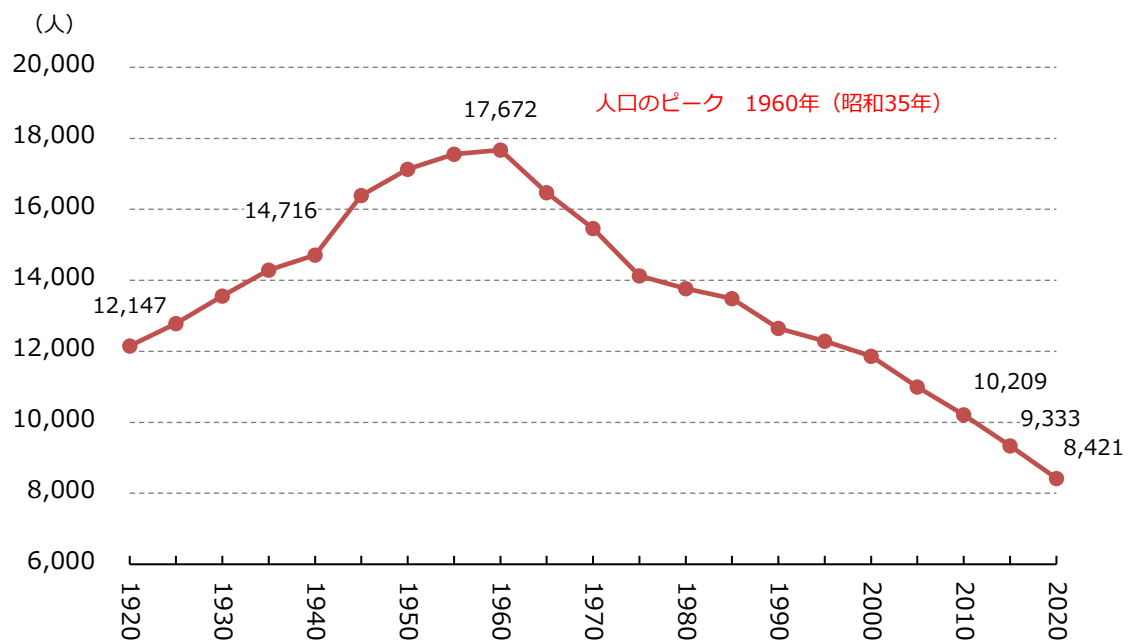
2. 人口ビジョン

2.1 人口の現状分析結果

(1) 軽米町の人口の推移

軽米町の人口は、国勢調査によると昭和 35（1960）年の 17,672 人をピークとして減少傾向となっています。令和 2（2020）年の人口は 8,421 人と、ピーク時の約 48%まで減少しています。

図 1-軽米町の人口の推移



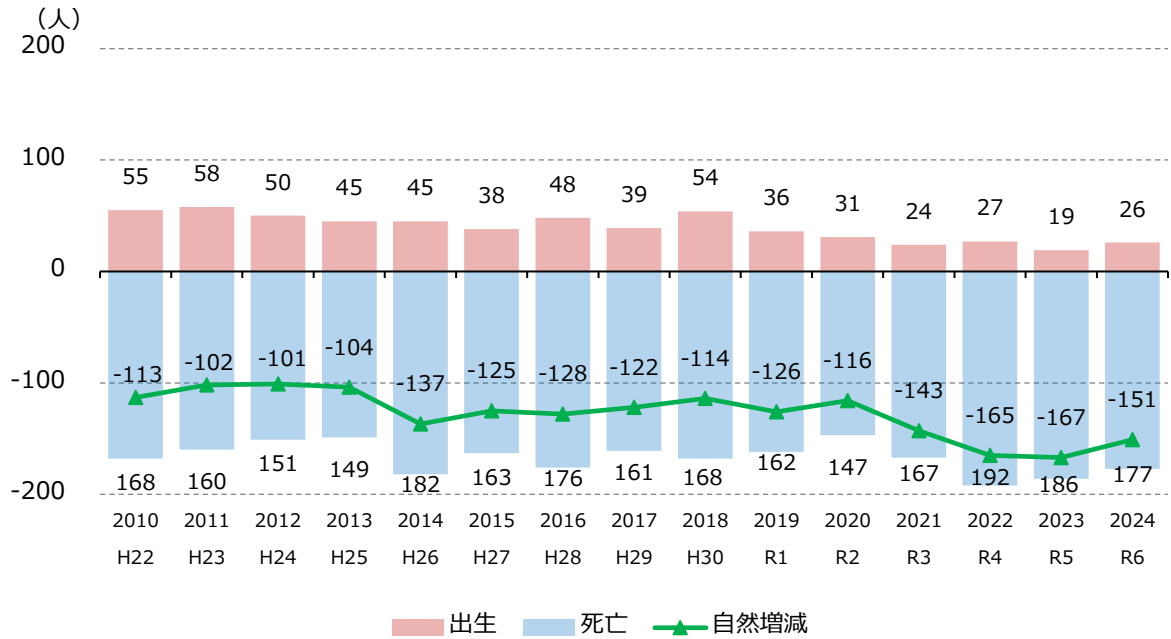
資料：総務省「国勢調査」（各年 10 月 1 日現在）

(2) 人口動態

1) 自然動態

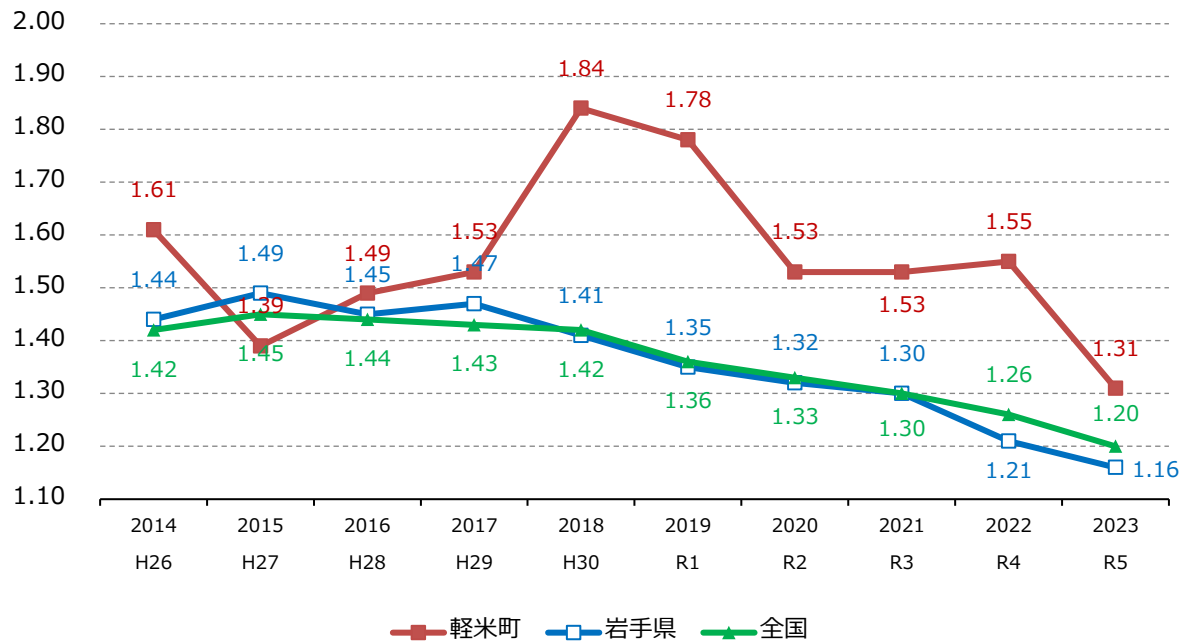
- ・平成 22（2010）年から令和 6（2024）年までの全ての年において、出生数よりも死亡数が上回り、減少傾向となっています。
- ・合計特殊出生率は全国や岩手県よりも高くなっていますが、減少傾向にあります。
- ・合計特殊出生率算出の基となっている 15～49 歳女性人口が 50 年前に比べて、およそ 73.1%の減少となり、出生数の減少に影響を及ぼしています。

図 2-自然動態



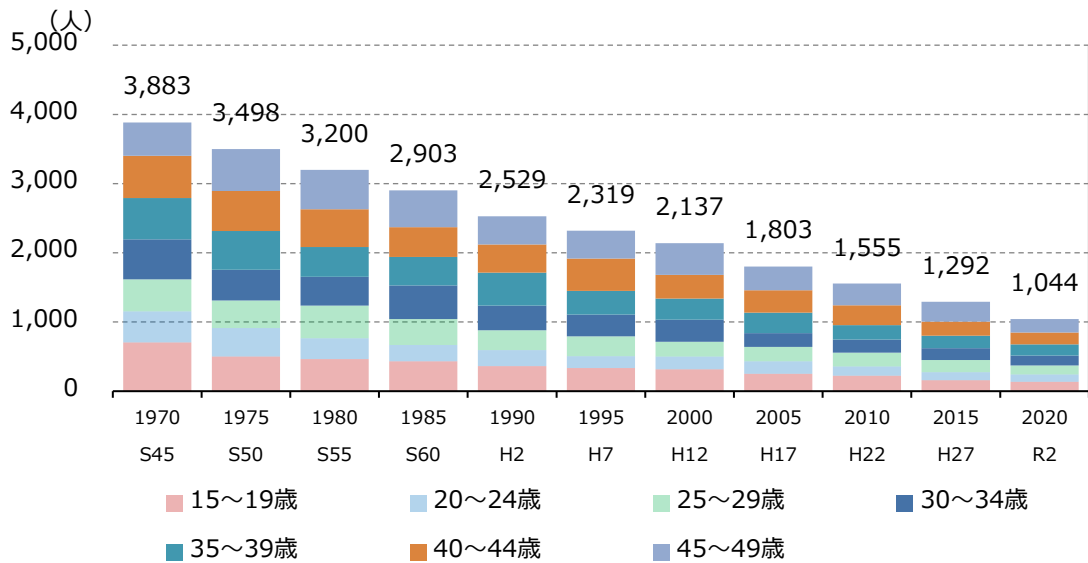
資料：岩手県「岩手県人口移動報告年報」（各年前年 10 月 1 日～当年 9 月 30 日）

図 3-合計特殊出生率の推移



資料：岩手県・全国 厚生労働省「人口動態調査」（各年 1 月 1 日～12 月 31 日まで）
 軽米町 岩手県「保健福祉年報」（各年 10 月 1 日現在）※当該年数を含む過去 5 年間の平均値

図 4-15～49 歳女性人口の推移

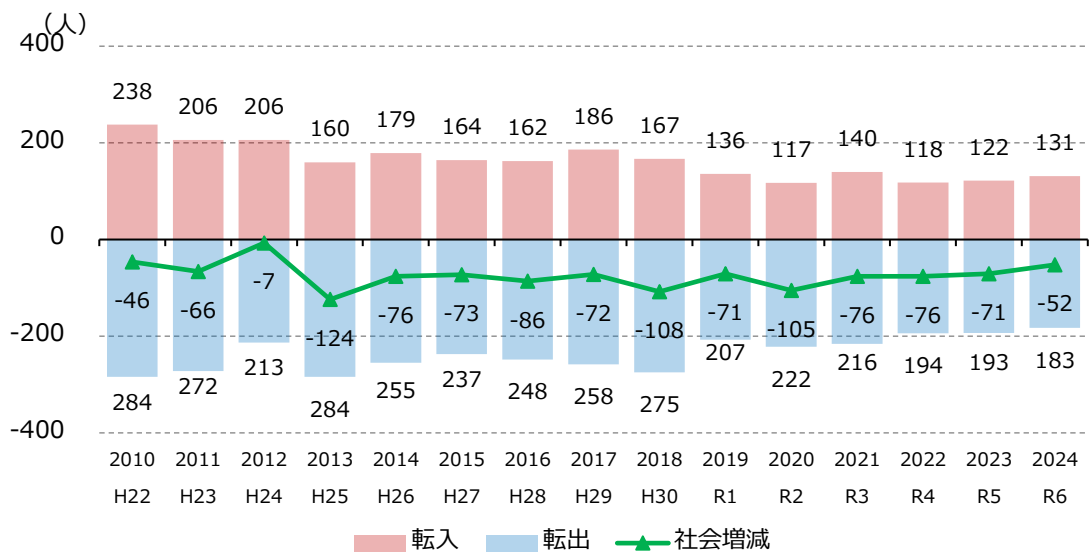


資料：総務省「国勢調査」（各年 10 月 1 日現在）

2) 社会動態

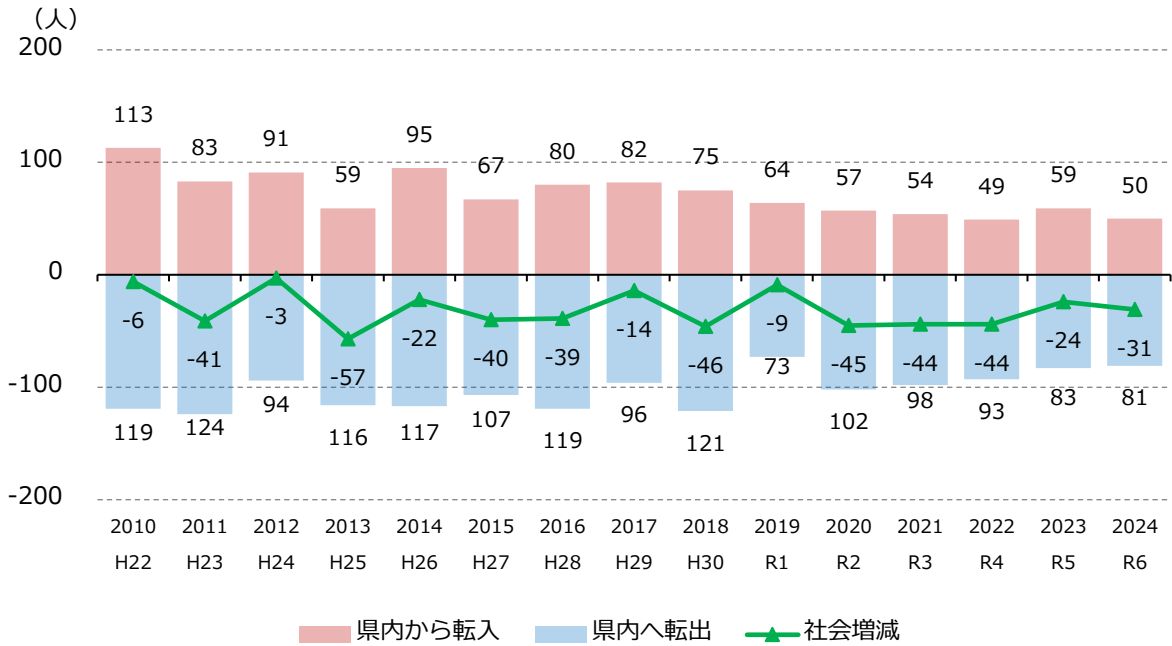
- ・ 軽米町への転入者、軽米町からの転出者は変動があるものの、全体として減少傾向にあります。
- ・ 軽米町の社会動態は転出超過のままほぼ横ばいとなっています。
- ・ 県外・県内とも転入・転出は減少傾向で、県外との社会増減は改善、県内間の社会増減は大きく変動しています

図 5-社会動態



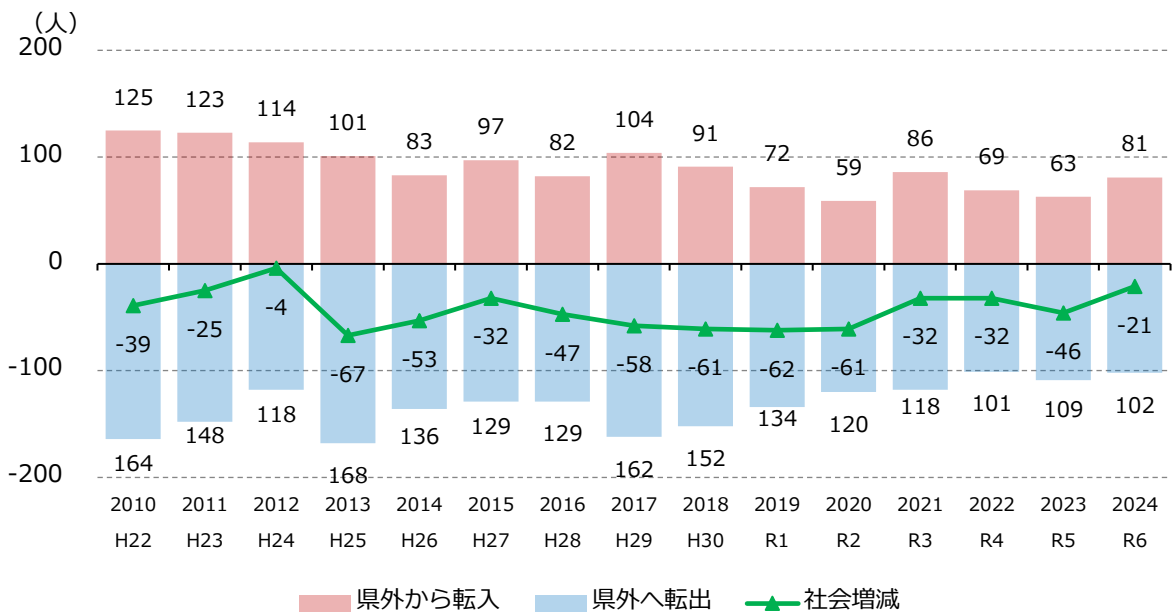
資料：岩手県「岩手県人口移動報告年報」（各年前年 10 月 1 日～当年 9 月 30 日）

図 6- 県内から転入、県内へ転出



資料：岩手県「岩手県人口移動報告年報」（各年前年 10 月 1 日～当年 9 月 30 日）

図 7- 県外から転入、県外へ転出

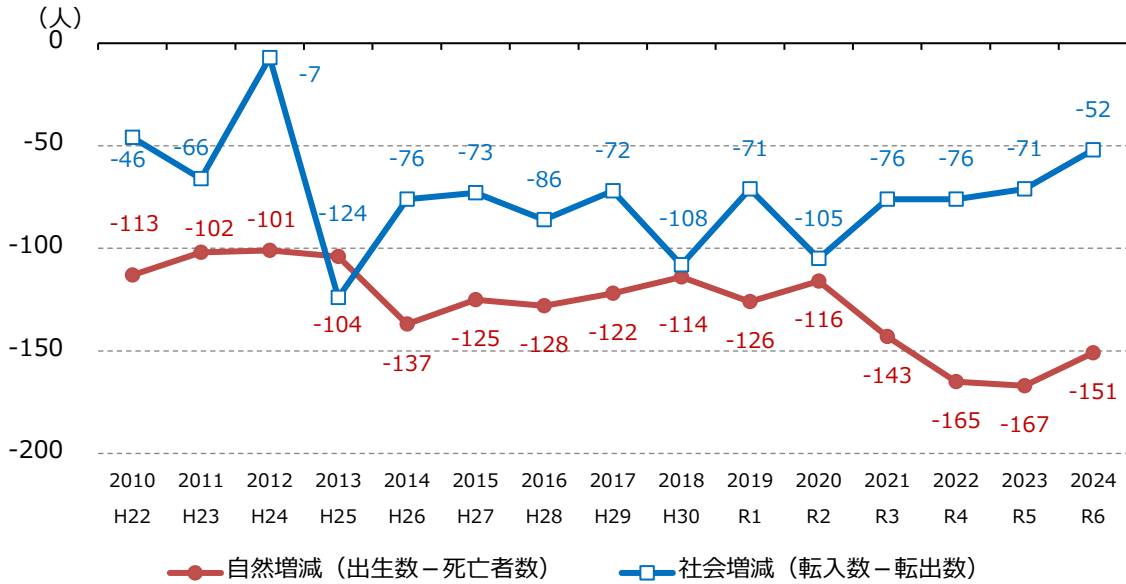


資料：岩手県「岩手県人口移動報告年報」（各年前年 10 月 1 日～当年 9 月 30 日）

3) 総人口の推移に与えてきた自然動態と社会動態の影響

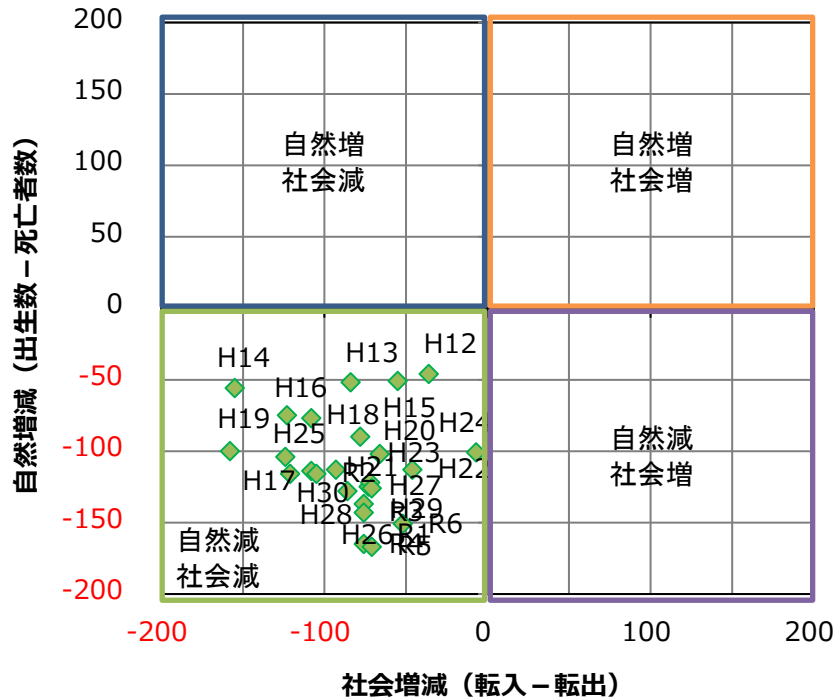
- ・ 軽米町では、自然増減、社会増減ともにマイナスで推移しています。
- ・ 平成 22 年以降は、ほぼ社会増減よりも自然増減の減少幅が大きいいため、自然動態が軽米町の総人口減少に、より影響を与えていると考えられます。

図 8－自然増減と社会増減の推移



資料：岩手県「岩手県人口移動報告年報」（各年前年 10 月 1 日～当年 9 月 30 日）

図 9－軽米町の総人口に与えてきた自然増減と社会増減の影響

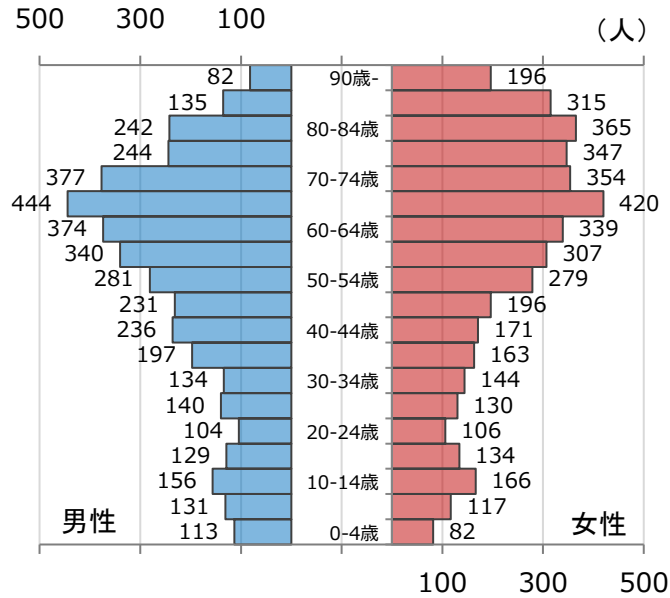


資料：岩手県「岩手県人口移動報告年報」（各年前年 10 月 1 日～当年 9 月 30 日）

(3) 人口構成

総人口に占める5歳階級別人口は、55歳以上の割合が多いこと、20～44歳の割合が少ないという特徴があります。特に20～24歳の20歳代前半については割合が少なく、進学・就職などによる流出が著しくなっていると考えられます。

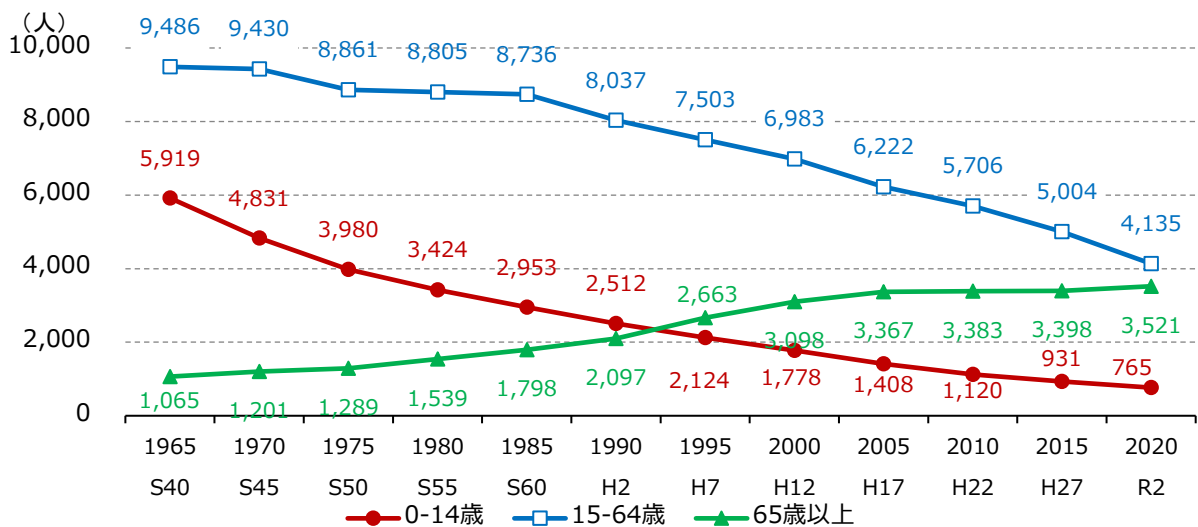
図 10－人口ピラミッド（2020年）



資料：総務省「国勢調査」（令和2年10月1日現在）

- ・ 軽米町における年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は、長期的に大きく減少し続けています。特に年少人口は50年間で87%の減少となっており、平成27年には931人、令和2年には765人となっています。
- ・ 老年人口（65歳以上）は、50年間で3.3倍の増加となっており、平成27年には3,398人、令和2年には3,521人となっています。

図 11－年齢3区分別人口の推移



資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

(4) 人口移動

1) 年齢別人口移動

- ・ 軽米町の年齢別の人口移動を見ると、10代後半から20代にかけて、毎年大きな転出超過となっており、特に15～19歳と20～24歳の転出が顕著です。これは、進学や就職による若年層の転出が多いことを示しています。
- ・ 30代全体でも転出超過となる年があり、就職や進学後のUターン・Iターン移動や、30代での転職・家族移動などによる転出も発生していることを示唆しています。
- ・ 40代、50代は、年によって転入超過と転出超過が混在しており、明確な傾向は見られません。

	R4	R5	R6
0～4歳	2	8	3
5～9歳	-1	3	3
10～14歳	0	2	-2
15～19歳	-21	-11	-23
20～24歳	-18	-25	-25
25～29歳	-17	-6	-9
30～34歳	1	-4	1
35～39歳	4	-1	-5
40～44歳	1	-7	3
45～49歳	-2	-4	-2
50～54歳	-1	2	2
55～59歳	-4	4	-2
60～64歳	4	2	-2
65～69歳	3	5	0
70～74歳	0	-2	1
75～79歳	-2	-5	0
80～84歳	-5	-2	-1
85～89歳	-3	0	-5
90歳以上	-3	-1	0
合計	-62	-42	-63

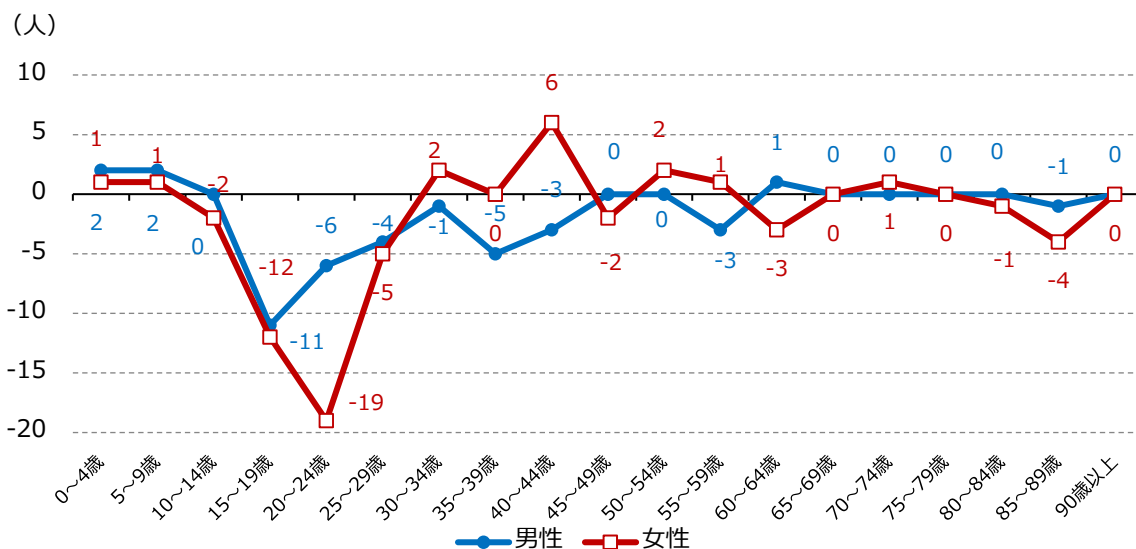
表 1－年齢別人口移動

資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告年報」（各年1月1日～12月31日まで）

2) 男女別年齢別人口移動

- ・ 令和6年の男女別の人口移動は、男女ともに「15～29歳」で転出超過となっています。男性は-21人、女性は-36人となっています。
- ・ 「30～34歳」では女性は+2人となっており、増減を繰り返していますが、男性は-1人となっておりその後、減少傾向となっています。

図 12－男女別人口移動（令和6年）

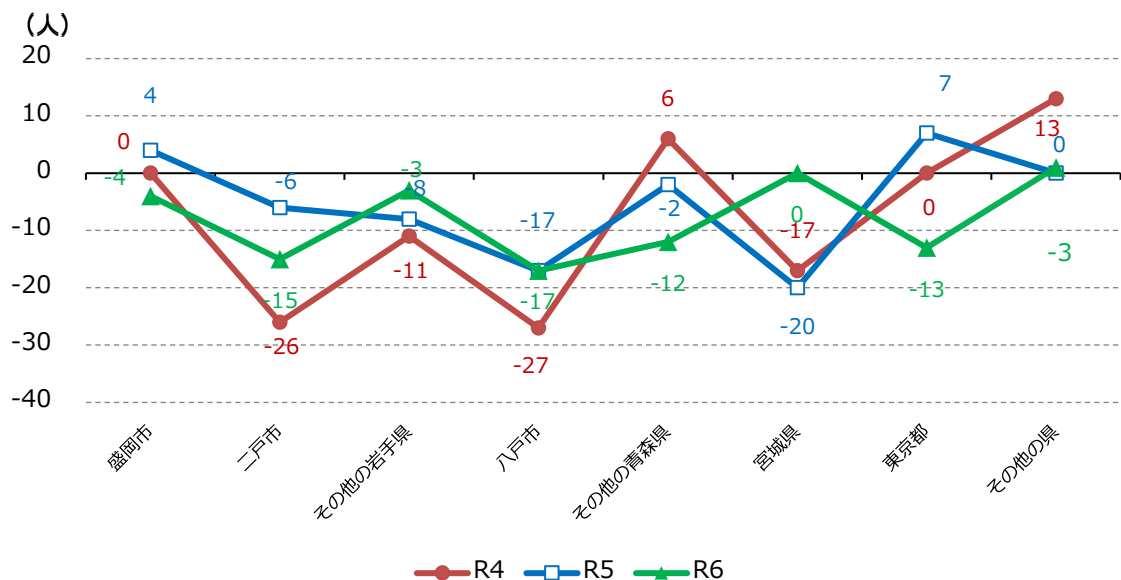


資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告年報」（各年1月1日～12月31日まで）

3) 地区別人口移動

- ・岩手県内では二戸市とその他の岩手県へ、県外では八戸市、宮城県へ3年連続で転出超過となっています。
- ・最も多く転出超過となっているのは令和4年の八戸市(-27人)です。盛岡市は令和6年に転出超過、令和5年度は転入超過です。二戸市へは3年連続で転出超過です。

図 13-軽米町の地区別人口移動



資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告年報」（各年1月1日～12月31日まで）

		R4			R5			R6		
		転入者	転出者	移動者	転入者	転出者	移動者	転入者	転出者	移動者
県内	盛岡市	0	0	0	24	20	4	18	22	-4
	二戸市	0	26	-26	11	17	-6	0	15	-15
	その他の岩手県	47	58	-11	23	31	-8	27	30	-3
	計	47	84	-37	58	68	-10	45	67	-22
県外	八戸市	0	27	-27	13	30	-17	15	32	-17
	その他の青森県	14	8	6	7	9	-2	7	19	-12
	宮城県	0	17	-17	0	20	-20	10	10	0
	東京都	0	0	0	18	11	7	0	13	-13
	その他の県	78	65	13	37	37	0	43	42	1
	計	92	117	-25	75	107	-32	75	116	-41

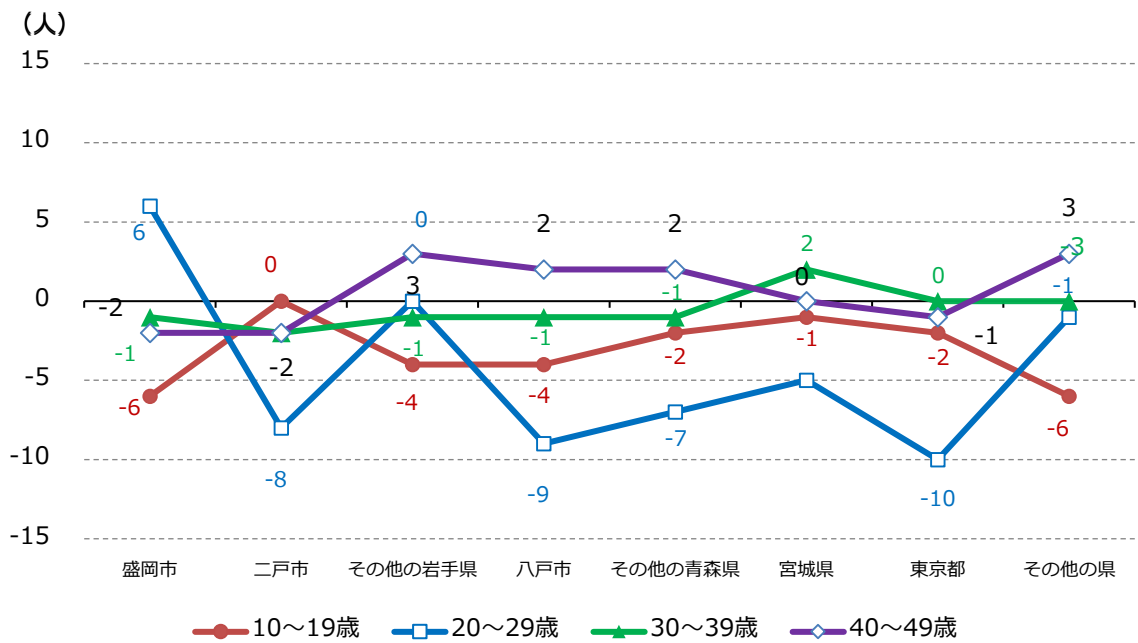
表 2-軽米町の地区別人口移動 (単位: 人)

資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告年報」（各年1月1日～12月31日まで）

4) 地区・年齢別人口移動

- ・転出超過が多い10代から40代を地区別年齢別に見ると、「20～29歳」では盛岡市が転入超過となっていますが、二戸市、八戸市、その他の青森県、東京都と県外への転出超過が上回っています。
- ・二戸市は「10～19歳」を除き、全ての年代で転出超過となっています。

図 14- 軽米町の地区・年齢別人口移動（令和6年）



資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告年報」（各年1月1日～12月31日まで）

		10～19歳			20～29歳			30～39歳			40～49歳		
		転入者	転出者	移動者	転入者	転出者	移動者	転入者	転出者	移動者	転入者	転出者	移動者
県内	盛岡市	0	6	-6	14	8	6	1	2	-1	0	2	-2
	二戸市	0	0	0	0	8	-8	0	2	-2	0	2	-2
	その他の岩手県	2	6	-4	9	9	0	5	6	-1	4	1	3
	計	2	12	-10	23	25	-2	6	10	-4	4	5	-1
県外	八戸市	0	4	-4	3	12	-9	1	2	-1	5	3	2
	その他の青森県	1	3	-2	2	9	-7	0	1	-1	2	0	2
	宮城県	0	1	-1	0	5	-5	2	0	2	2	2	0
	東京都	0	2	-2	0	10	-10	0	0	0	0	1	-1
	その他の県	3	9	-6	18	19	-1	5	5	0	4	1	3
	計	4	19	-15	23	55	-32	8	8	0	13	7	6

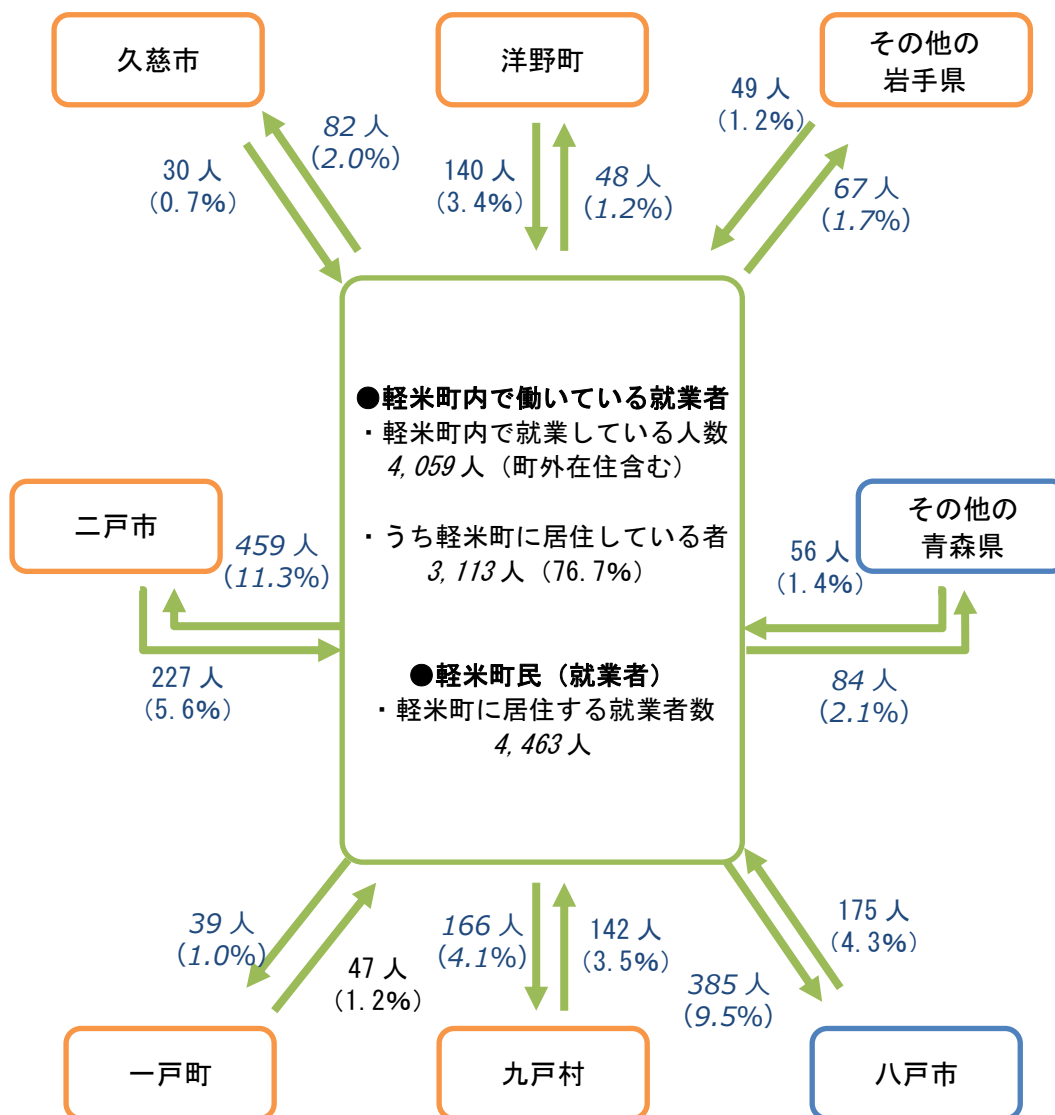
表 3- 軽米町の地区・年齢別人口移動（令和6年）（単位：人）

資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告年報」（各年1月1日～12月31日まで）

(5) 就業先別就業者数

- ・町内で働いている就業者は 4,059 人で、うち 3,113 人 (76.7%) が軽米町内に居住しています。次いで、二戸市からは 227 人、八戸市からは 175 人、九戸村からは 142 人が町内で就業しています。
- ・就業している町民 4,463 人のうち町外で就業する方は、二戸市が 459 人、八戸市は 385 人、九戸村は 166 人の順で多くなっています。

図 15－軽米町の通勤圏（令和 2 年）

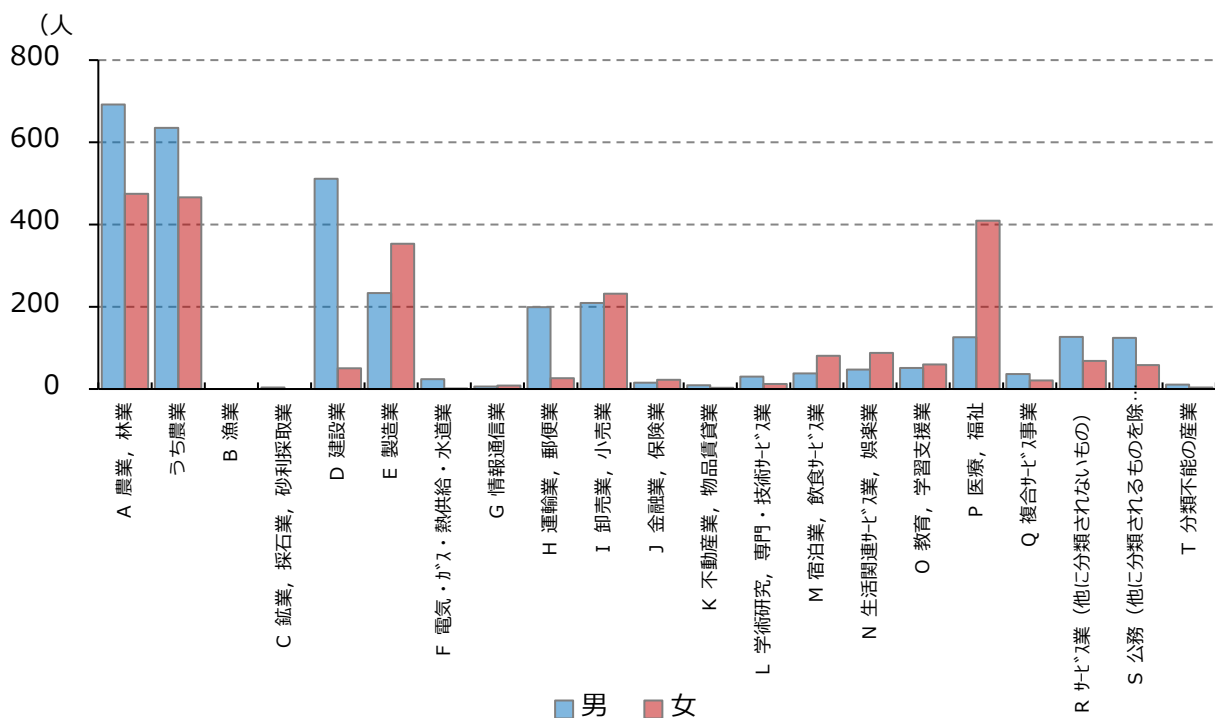


資料：総務省「国勢調査」（令和 2 年 10 月 1 日現在）

(6) 産業別就業者数 (町民)

- ・軽米町民の産業別就業者は、農業、製造業、建設業、医療・福祉の順で多くなっています。
- ・男女で比較すると、農業のほか、男性は建設業、製造業、運輸業・郵便業が、女性は製造業、卸売業・小売業、医療・福祉が多くなっています。

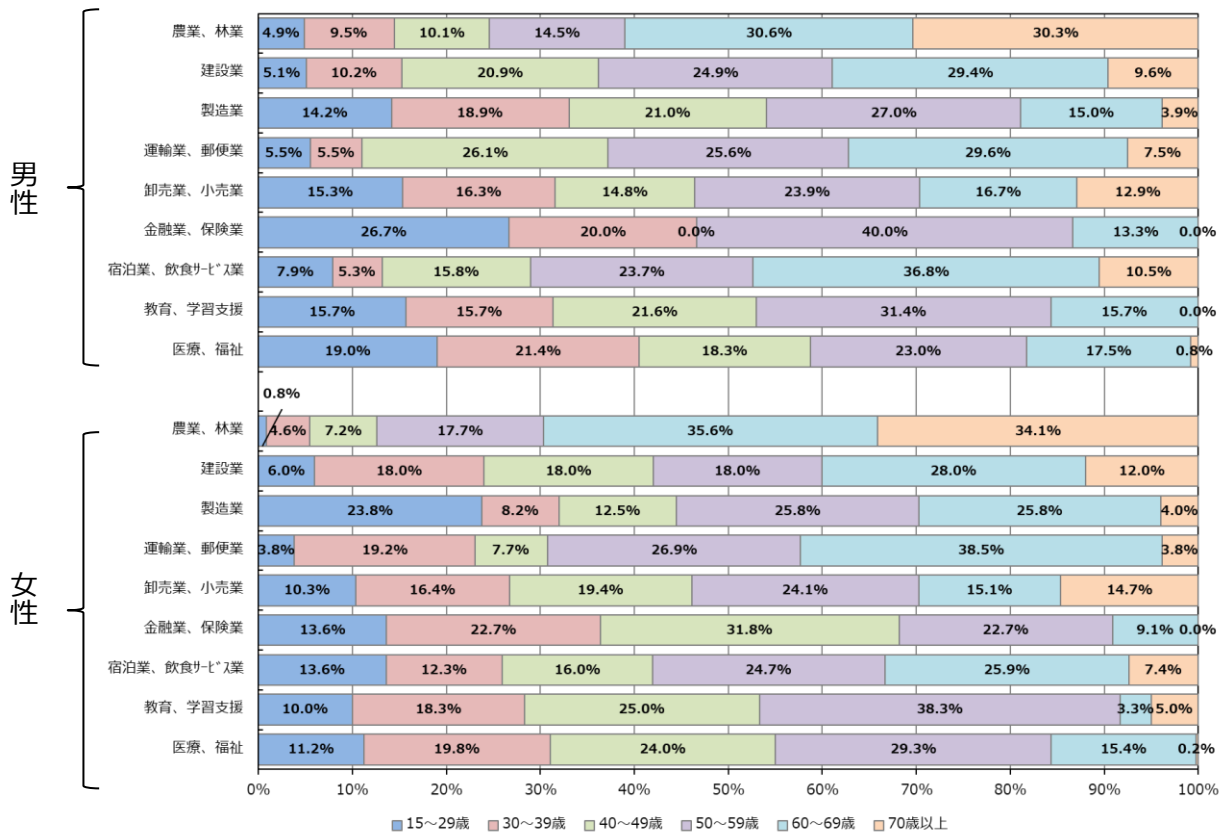
図 16－軽米町の男女別産業大分類別就業者数 (令和 2 年)



資料：総務省「国勢調査」(令和 2 年 10 月 1 日現在)

- ・就業者数が最も多い農業、林業では、60歳以上の就業が半数以上を占めていることから、今後農業、林業での就業者人口が減少していくと考えられます。
- ・医療、福祉、製造業、金融業、保険業は、男女ともに若い世代の就労者が30%以上を超え、他の業種よりも若い世代の就業が多くなっています。

図 17－軽米町の男女別産業大分類別（主な産業）就業者数の年齢階層構成（令和2年）

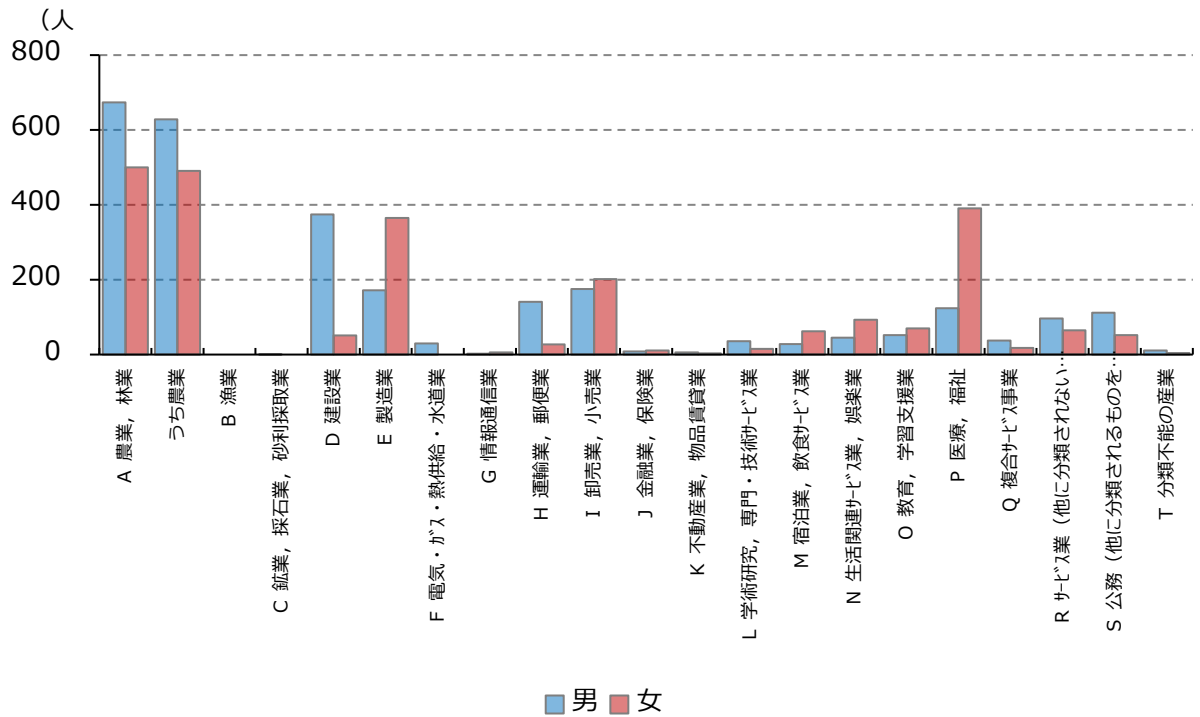


資料：総務省「国勢調査」（令和2年10月1日現在）

(7) 産業別就業者数 (町内)

- ・軽米町内での就業者は、農業、製造業、建設業、医療・福祉の順で多くなっています。
- ・男女で比較すると、農業のほか、男性は建設業、製造業、卸売業小売業が、女性は製造業、卸売業小売業、医療・福祉が多くなっています。

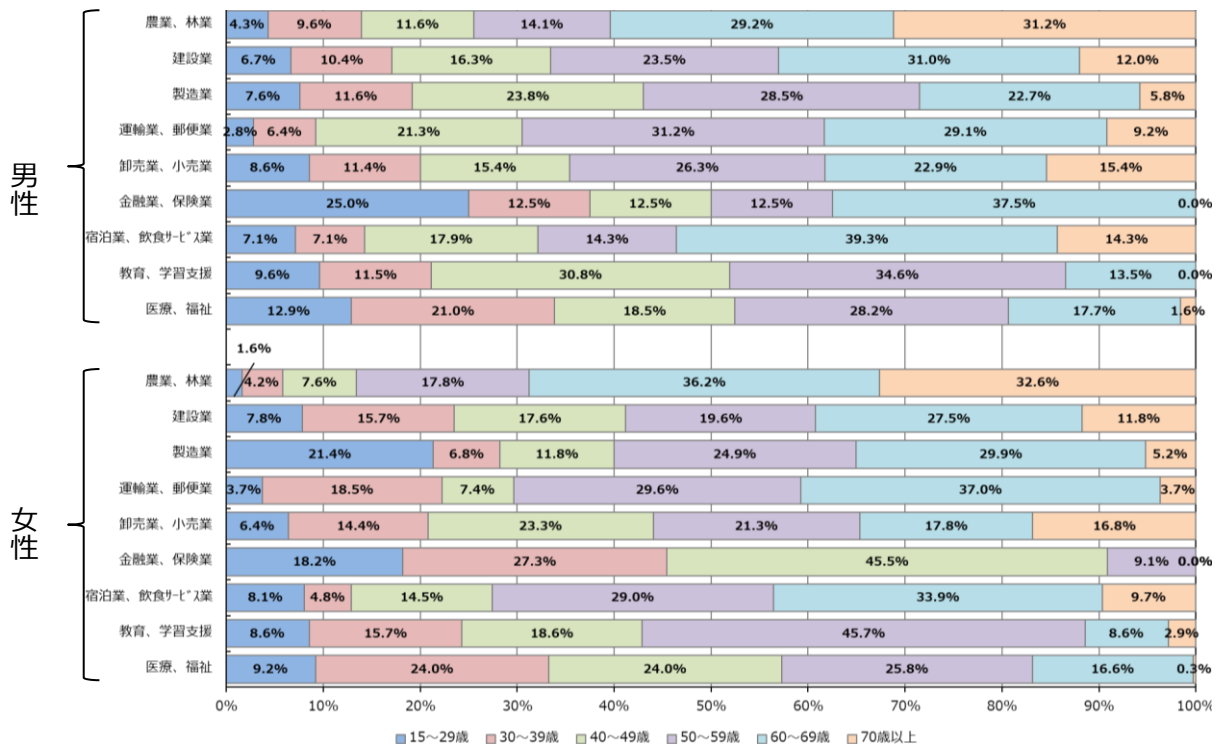
図 18－軽米町内の男女別産業大分類別就業者数 (令和 2 年)



資料：総務省「国勢調査」(令和 2 年 10 月 1 日現在)

- ・就業者数が最も多い農業、林業では、60歳以上の就業が半数以上を占めていることから、今後農業、林業での就業者人口が減少していくと考えられます。
- ・医療、福祉、製造業、金融業、保険業、教育、学習支援は、男女ともに若い世代の就業者が30%以上を超え、他の業種よりも若い世代の就業が多くなっています。

図 19 – 軽米町内の男女別産業大分類別（主な産業）就業者数の年齢階層構成（令和2年）



資料：総務省「国勢調査」（令和2年10月1日現在）

2.2 人口の変化が軽米町の将来に与える影響

(1) 地域経済への影響

- ・国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）※」によると、本町における総人口に対する生産年齢人口の比率は、平成27（2015）年に53.6%でしたが、令和22（2040）年には40.7%まで低下すると推計されています。労働力不足やそれに伴う生産量（生産高）の低下、後継者不足などが懸念されます。
- ・総人口の減少は、町内の消費支出全体の減少を招き、商店街等の空洞化の進行や買い物弱者の増加が懸念されます。

※以下、社人研の「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」による人口推計の値は、令和32（2050）年まで公表されており、同年以降は社人研推計準拠による独自推計の値を使用しています。

(2) 地域医療、福祉・介護への影響

- ・本町の老年人口は平成27（2015）年の36.4%から令和42（2060）年の57.7%まで継続して人口に占める割合は高まるものの、人数自体は2015年の1,964人から2060年には1,516人へと448人減少する見込みです。一方で、医療や介護を支える生産年齢人口は、後期高齢者よりも大幅に減少することが見込まれており、医療、福祉・介護の需要に応える労働力の不足が懸念されます。医療機関や福祉・介護施設の運営に大きな影響を与え、結果として、適切な医療や介護、福祉サービスを受けられなくなる人の増加が想定されます。

(3) 教育・地域文化への影響

- ・本町の5～14歳の人口は平成27（2015）年の684人から令和42（2060）年には159人まで減少すると推計されています。学級数の減少、1学級あたりの児童・生徒数の減少の進行が予想されます。また、子どもたちの部活動の種類の減少や、単独校でのチーム編成が困難になるなどの影響が懸念されます。
- ・町内には多くの伝統芸能や伝統行事などが引き継がれていますが、少子化の影響や過疎化の進行により担い手が減少し、こうした地域文化が衰退するおそれがあります。

(4) 地域公共交通への影響

- ・公共交通機関は高齢者等にとって日常生活に欠かせない移動手段であり、高齢者の増加によってその必要性がより高まることが予想されますが、人口減少や市街地の低密度化によって公共交通機関の経営効率が下がることにより、その需要に応えることが困難と

なるおそれがあります。

(5) 地域コミュニティへの影響

- ・人口減少と高齢化の進行により、地域活動や近所での支え合い、消防団活動など、これまで地域のコミュニティが果たしてきた共助機能の低下が懸念されます。

(6) 行財政への影響

- ・人口減少に伴う経済規模の縮小により、今後は税収の落込みが予想されます。一方、高齢化に伴う社会保障関係経費や公共施設の維持管理費の増加が見込まれるなど、財政の硬直化が進行するおそれがあります。
- ・現状においても限られた職員数で行政サービスを提供していますが、高齢化や人口の低密度化により行政コストが増大する一方で、資源が限られていることから、必要な行政サービスが持続的に提供されなくなるおそれがあります。

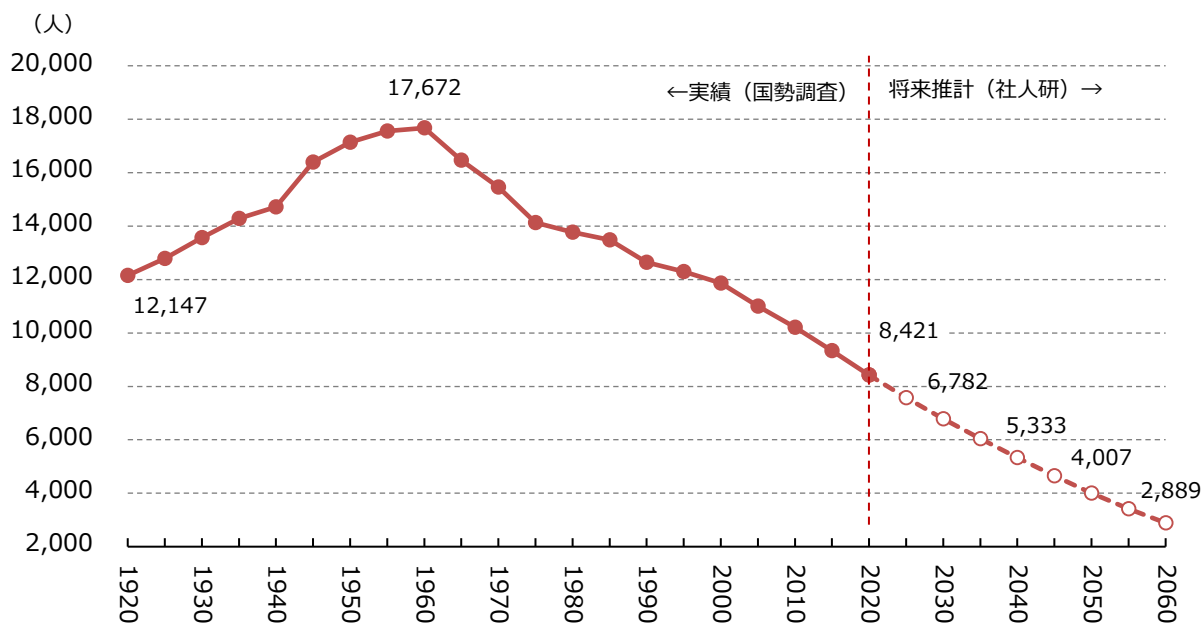
2.3 軽米町の人口の将来推計

(1) 将来人口推計

国内全体で人口減少が進む中、今後団塊世代が高齢化するにつれて人口減少のペースが速まることが懸念されています。

軽米町の人口は、国勢調査によると昭和 35（1960）年の 17,672 人をピークとして減少しています。国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計によると、将来人口は令和 22（2040）年には 5,333 人、令和 42（2060）年には 2,889 人まで減少すると見込まれています。

図 20－軽米町の人口の推移と将来人口推計

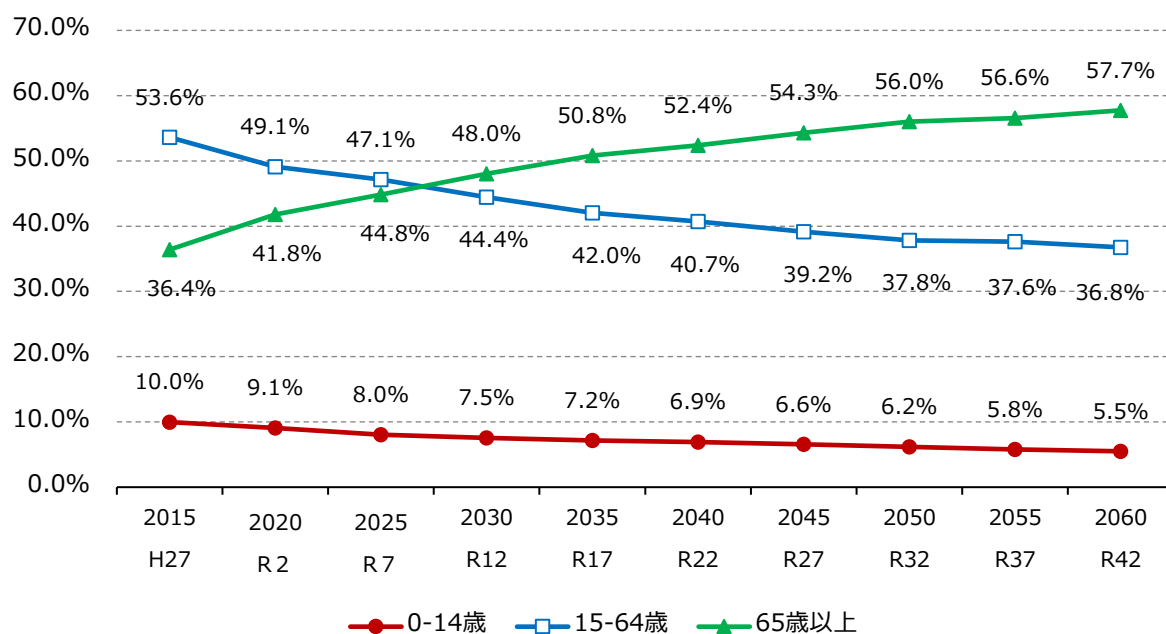


資料：総務省「国勢調査」（各年 10 月 1 日現在）

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和 5 年推計）」

また、同じく社人研の推計によると、軽米町の総人口に占める年少人口（0～14歳）の割合は、平成27（2015）年の10.0%が令和22（2040）年には6.9%、令和42（2060）年には5.5%に、生産年齢人口（15～64歳）は、平成27（2015）年の53.6%が令和22（2040）年には40.7%、令和42（2060）年には36.8%にそれぞれ減少する見込みです。一方、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は、平成27（2015）年の36.4%が令和22（2040）年には52.4%、令和42（2060）年には57.7%まで上昇し、超高齢化社会となることが見込まれています。

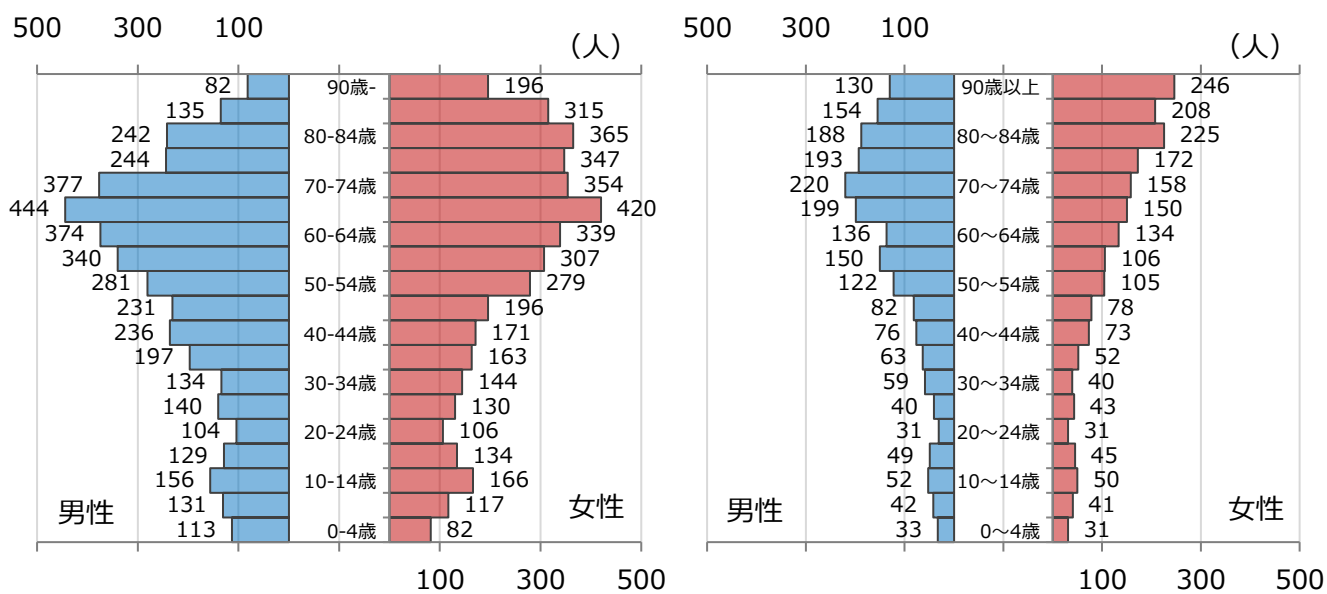
図 21－年齢3区分別人口比率の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

平成 27 (2015) 年国勢調査の人口ピラミッドは、若年層と高齢者層が膨らむひょうたん型でした。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和 5 (2023) 年以降の推計では、人口減少、出生率の低下、超高齢化が一層進み、逆三角形に近づくことが見込まれています。

図 22-人口ピラミッド (左: 令和 2 年 (2020 年)、右: 令和 32 年 (2050 年))



資料: 総務省「国勢調査」(各年 10 月 1 日現在)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和 5 年推計)」

2.4 人口の現状分析等のまとめ

軽米町の人口の将来について、現状を分析したところ、以下の結果が得られました。

(1) 人口減少傾向は継続

- 人口減少は今後も続き、対策を講じない場合人口減少は更に加速する。

(2) 若年層の転出超過により若い世代が減少

- 大学進学や就職のため、18～25歳を中心に若い世代が町外へ転出している。
- これらの世代は一旦町外へ転出すると、その多くは戻ってこない。
- 若い世代は今後の地域の担い手として非常に重要であり、減少は大きな問題。

(3) 町外からの移住者を増やすためには「しごと」と「住環境」が重要

- 移住者を増やす上で重要なのは「しごと」。
- 町の資源を活かした産業振興の面からも、農業の活性化は重要であり、従事者を確保し雇用を安定させることが必要。
- ライフステージに応じた生活様式や働き方が可能であることに、加えて住環境が充実していることが定住につながる。

2.5 人口の将来展望

(1) 人口に関する目標値

当町の人口に関する将来展望として、目標値を以下のように定めます。

- 人口は、総合戦略の目標年次である令和 12（2030）年に 7,208 人以上とします。
- 合計特殊出生率を、令和 52（2070）年まで 1.60 以上となることを目指します。
- 社会減の減少と転入による社会増につながる取り組みを進め、社会増減の均衡（＝社会増減ゼロ）の実現と、更に人口比 1%の増加を目指します。

この目標とした理由

軽米町の人口は減少傾向にあり、その主な要因は社会減（町外への転出）と自然減（生まれる人が少ない）にあります。自然増減をプラスにしたとしても出生率を上昇させるには限界があり、移住定住施策を進めながら社会増減もプラスに転じなければ、人口減少は食い止められません。

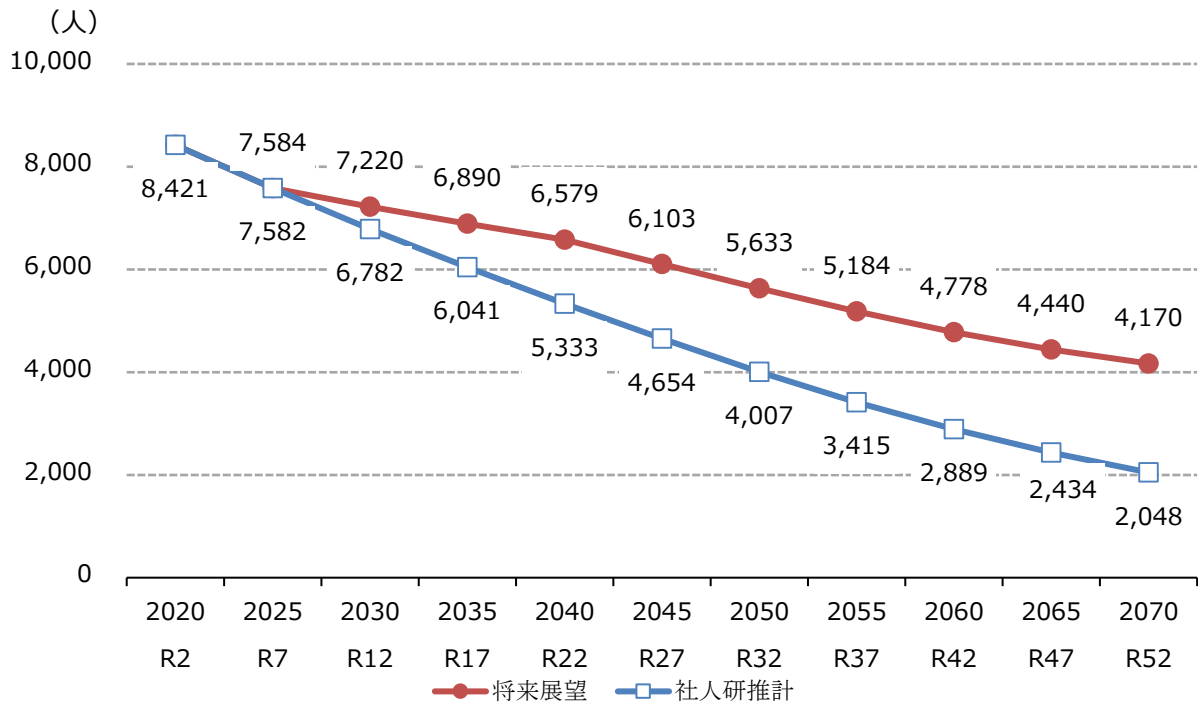
自然増減を左右するのが、生まれる子どもの数です。これを表す指標である「合計特殊出生率」（一人の女性が生涯に産むと推定される子どもの数）は、概ね 2.10 になれば人口が保たれるとされています。国及び県の第 2 期人口ビジョンでは、令和 22（2040）年に合計特殊出生率 2.07 達成を目標としており、当町では国及び県と比較して高い合計特殊出生率となっていました。コロナ禍の影響のためかここ数年は低下してきており、今後の回復を見込んで平均値で 1.6 を目標としました。

また社会増減については、ここ 10 年程度は軽米町の総人口の約 1%程度（70 人～100 人程度）が毎年転出超過となっており、令和 12（2030）年までの社会増減ゼロ達成は容易ではありません。しかしながら、県の第 2 期人口ビジョンの将来展望等を受け、当町においては令和 12（2030）年までに社会増減ゼロを達成する目標と、加えて移住定住施策による転入増を目指します。

(2) 将来展望人口と推計人口の比較

前項の将来展望人口を推計人口と比較すると、下図の通りとなります。将来展望人口では、合計特殊出生率、社会増減の目標値を達成することにより、令和 12（2030）年に 7,220 人を維持し、令和 52（2070）年には 4,170 人となることを目指します。

図 23—将来展望人口と推計人口



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

(3) 人口減少対策

人口減少に歯止めをかけるために、町として以下に取り組む必要があります。そのための具体的な取り組みについては「総合戦略」に示します。

- 若い世代（18～34歳）の町外への転出を減らす。
- 出生率を上昇させ、人口の自然減に歯止めをかける。
- U I J ターンなどの、町外からの転入者を増やす。

3. 総合戦略

3.1 基本的な考え方

軽米町の人口は減少傾向にあります。国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計によると、令和 22（2040）年には 5,300 人程度まで減少すると見込まれていることから、以下の考え方により人口減少対策を推進します。

（1）地域の特質を活かしたまちづくり

社会減に歯止めをかけるためには、軽米町の「ひと」が軽米町に住み続けることが大前提です。住み続けるには「しごと」が必要であり、「しごと」があることによって、軽米町の外からも「ひと」を呼び込むことが可能になります。

地域の特質を生かし新たな産業を創出するとともに、これまで培われてきた農林業や商工業の更なる振興と担い手の確保・育成を図ります。また、八戸市、二戸市、久慈市への通勤圏であるという利点を生かし、若者や移住者が住みやすい環境づくりのため定住促進団地などの社会基盤の整備を行うことにより住民の定着化を図ります。

（2）だれもが暮らしやすいまちづくり

自然減を最小限に抑えるためには、安心して出産・子育てできる環境を整備することが必要です。子育て世代のニーズに応じた生活基盤や経済的な支援が受けられる環境整備を推進します。

また、かるまい文化交流センター宇漢米館でのイベントやスポーツ・文化活動による三圏域（二戸・久慈・八戸）の交流人口の増加、ふるさと納税の推進、SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）による情報発信の強化などにより、さまざまな交流の機会を創出します。

更に、私たち町民が豊かな自然環境にある軽米町の良さを再認識すると共に、結いの精神と支え合うコミュニティを構築することで、移住する人など誰でも受け入れることができるやさしく安心して暮らせる「まち」を目指します。

3.2 実行にあたっての基本方針

（1）「軽米町総合発展計画 2021-2030」との整合性に配慮

軽米町総合発展計画（以下「総合発展計画」という。）では、「一人一人の活力と思いやり

が循環するまち」を目指して取り組みを進めています。一方、総合戦略は人口減少対策と地方創生を目的とし、総合発展計画に準じた分野横断的な計画です。上位計画である総合発展計画との整合性を図りながら取り組みを進めます。

（２）多様な主体との協働推進

人口減少対策と地域創生を効果的・効率的に推進していくために、若者から高齢者に至る全ての町民が一体となり、産業界・行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディア（産官学金労言）等の多様な主体との協働による取り組みを進めます。

（３）地域間の連携推進

軽米町は、岩手県の二戸地域・久慈地域、および青森県の八戸地域の三圏域のほぼ中央に位置しています。それぞれの中心都市である二戸市・久慈市・八戸市とも隣接しており、いずれも中心市街地まで、車で1時間以内で到達できます。この地の利を活かし、近隣との交流・連携を活発化させて、町としての活性化も図ります。

また、令和2年2月には、当町と久慈市、二戸市、葛巻町、洋野町、一戸町、野田村、九戸村、普代村の9市町村で「北岩手循環共生圏」を結成しました。新たな地域振興と活性化を図るため、圏内で地域資源・人材・資金を循環させる対策を講じていくものです。

（４）検証の実施

総合戦略は、計画（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、改善（Action）というPDCAサイクルにより推進します。推進状況は、年度ごとに政策の効果検証と改善を行い、検証の結果、必要に応じて総合戦略の見直しを行います。

（５）「地方創生 2.0 基本構想」等との整合性確保

国では、令和5年度に「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定し、デジタルの力を活用しながら、地方への仕事創出、人の流れをつくる、結婚・出産・子育ての希望をかなえる、魅力的な地域をつくることを進めてきました。また令和7年6月には「地方創生 2.0 基本構想」を閣議決定し、女性と若者に選ばれる地域づくり、AI・デジタルの活用、都市と地方の共生・人材の循環などをキーワードに人口減少社会を前提とした列島改造を目指しています。

町では、こうした方針を踏まえて、当町の総合戦略の見直しを行います。

(6) 施策の絞り込み

「軽米町人口ビジョン・総合戦略」で浮き彫りになった課題を見直し、「第2期軽米町人口ビジョン・総合戦略」においては、新型コロナウイルス感染症やDXの進展などにより、社会活動や生活様式の大きな転換を迎えました。

こうしたことを踏まえ、第3期人口ビジョン・総合戦略では、総合発展計画(2021-2030)の後期基本計画と計画期間を同一とし整合を図りながら、人口減少対策に重点を置いた、移住定住の促進、結婚出産の満足度向上、子育て環境の充実、教育支援の体制強化の実現と、デジタル技術を活用し、若者や女性が住みやすく働きやすい仕組みづくりにより、多様な生活スタイルが可能となる地域社会の実現をめざした施策を展開します。

3.3 基本目標

軽米町の人口減少に歯止めをかけ、軽米町が持続的に発展していくためには、軽米町に「ひと」が今後も住み続けることが必要です。そのため総合戦略では、軽米町の持つ資源や特性を活かし「まち」「ひと」「しごと」づくりを進めることとし、次の4つを「基本目標」として掲げます。

- 基本目標① 地域資源を生かした雇用の創出と産業の振興**
- 基本目標② 結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくり**
- 基本目標③ 魅力あふれる町づくりによる交流と移住の推進**
- 基本目標④ 生きがいを持ち安心して暮らせるコミュニティの形成**

基本目標①

地域資源を生かした雇用の創出と産業の振興

(1) 全体目標

項目	計算方法	指標	
		基準値	目標値(R12)
①生産年齢人口（15～64歳人口） （岩手県人口移動報告年報）	単年	3,467人 (令和6年時点)	3,300人

(2) 取り組みの方向

- 既存の資源を最大限活用し、新たな雇道を創出する。
- 基幹産業である農業の規模拡大や6次産業化を推進するとともに、担い手の確保・育成を積極的に推進する。

①-1 雇用の創出

(1) 現状と課題

- 町外への人口流出を抑え、移住定住の推進と若者定着を図るため、新たな雇道の創出や町内企業への就職を後押しする必要がある。現在町で推進している再生可能エネルギーのポテンシャルを生かした新たな産業の創出や、地域特性を生かした企業の立地の可能性を探る。また、女性や若者、移住希望者などが望む、多様な働き方ができる環境整備により働く場を創造する。

(2) 施策の方向

- 再生可能エネルギーの発電に適した立地優位性を最大限に生かし、自然との調和を図りながら新たな設備事業者の誘致を進めるとともに、既存事業者との協業体制の構築もめざす。
- スマート設備等を導入した次世代園芸施設や再生可能エネルギー関連施設などの企業誘致、特定地域づくり事業協同組合等により、新たな雇道の創出を図る。
- 新規求職者を雇用した事業主への奨励金制度を継続し、新規求職者の雇用の場の確保と町内企業活動の安定的な雇用を促進する。また、町内の企業等と連携した、新たな就業形態による働ける場の創出、人材の確保・育成を図る。

(3) 重要業績評価指標 (KPI)

項目	計算方法	指標	
		基準値	目標値(R12)
①誘致企業数（再エネ関連事業含む）	累計	14 社 (令和 6 年時点)	20 社
②新規求職者奨励金受給者数	累計	113 人 (令和 6 年時点)	148 人
③特定地域づくり事業協同組合	累計	0 組合 (令和 6 年時点)	1 組合

(4) 具体的な取り組み

- 再生可能エネルギー資源を生かした施設の誘致
- 次世代園芸施設等の誘致
- 新規求職者等地域雇用促進奨励金制度の活用促進
- 特定地域づくり事業協同組合の推進
- テレワーク環境の整備

①-2 農林畜産業、商工業の振興

(1) 現状と課題

- 認定農業者のうち 65 歳以上が約 4 割を占めるなど、農家の高齢化、後継者不足は深刻な状況にある。若者などの新規就農者を増やすためには、継続的な営農が可能となる環境づくりと、就農意欲が高まる取り組みを進めていく必要がある。
- 近隣市町村への購買力の流出などにより、町内小売業における販売額は減少傾向にあることから、町内での消費を喚起していく必要がある。

(2) 施策の方向

- 就農相談会の開催や、地域おこし協力隊などの意欲ある新たな人材をターゲットに新規就農者の掘り起こしを進めるとともに、新規就農者育成総合対策や軽米町親元就農給付金事業を活用して、担い手の確保、育成を図っていく。
- 地域の中心経営体に農地を集積・集約するとともに、農作業の省力・軽減、スマート農業機械導入等の支援、遊休農地の再生利用等による生産拡大を推進する。また、集落営農組織、農業生産法人の育成を推進していく。
- 町内経済の活性化に直結し経済効果も高いプレミアム付商品券事業について、販売方法（紙・電子）を検討しながら、町内経済を維持する。
- 地域おこし協力隊や地域活性化起業人など、町外からの目線や専門的な見解を取り入れながら、町内農林業・商工業の活性化を推進する。

(3) 重要業績評価指標 (KPI)

項目	計算方法	指標	
		基準値	目標値(R12)
①新規就農者数	累計	8人 (令和6年時点)	20人
②担い手への農地集積面積	累計	831ha (令和6年時点)	860ha
③プレミアム付商品券発行枚数	単年	52,800枚 (令和6年時点)	55,000枚

(4) 具体的な取り組み

- 新規就農、経営継承支援の推進
- スマート農業の推進
- 地域計画のブラッシュアップ
- 農業生産組織の育成、法人化支援
- 地域の特性を活かした雑穀、工芸作物等の生産振興
- 特定地域づくり事業協同組合設立への支援
- プレミアム付共通商品券の発行
- 地域おこし協力隊事業の推進
- 地域活性化起業人の活用

①-3 6次産業化の推進

(1) 現状と課題

- 町の特産である雑穀やさるなしについて、魅力的な商品開発を進めるほか、販売促進やPR活動による知名度の向上に取り組む必要がある。併せて、生産量の確保に向けた取り組みも展開していくことが必要である。
- 軽米産の食材や素材を原料とし、軽米にちなんだ物語があることなどを要件とする「かるまいブランド」の登録数は増えているが、町内においてもあまり認知されていない。町内の認知度向上などによる認証のメリット感を高める必要がある。

(2) 施策の方向

- 地域特産品の付加価値を高め販路拡大を図るため、町独自事業や国、県等の助成事業が最大限活用できるよう支援しながら、町内事業者の新たな掘起しや既存事業者の取り組みが促進されるように6次産業化を推進する。
- 雑穀については、健康志向者向けの商品としても非常に需要が高いことから、付加価値を高めた商品開発を促進する。
- さるなしについては、商品の安定供給のため、生産農家の維持と新規生産者の就農を図るとともに、生食販売等の取り組みを進め、販路の拡大を図る。

(3) 重要業績評価指標 (KPI)

項目	計算方法	指標	
		基準値	目標値(R12)
①ふるさと納税お礼品登録数	単年	170 品 (令和 6 年時点)	175 品
②特産品販売サイト「かるまいさん」 商品注文数	単年	137 件 (令和 6 年時点)	167 件

(4) 具体的な取り組み

- かるまいブランドの推進
- 雑穀商品の開発と販路拡大の推進
- さるなし商品の開発と販路拡大の推進
- 全国のさるなし生産者との連携

基本目標②

結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくり

(1) 全体目標

項目	計算方法	指標	
		基準値	目標値(R12)
①合計特殊出生率 (岩手県保健福祉年報)	平均	1.31 (令和1～5年平均)	1.60 (令和7～11年平均)
②出生者数 (岩手県人口移動報告年報)	累計	130人 (令和1～令和5年)	175人 (令和7～11年)

(2) 取り組みの方向

- 安心して妊娠から出産、子育てまでできるように、各時期のニーズに応じた子育て環境の充実を図る。
- 若者の出会いのきっかけづくりを進めるとともに、安心して結婚生活を送れるように支援を行う。

②-1 子育て支援環境の充実

(1) 現状と課題

- 子育て環境日本一のまちを掲げ、保育料の無償化や高校生以下の医療費無料化、学校給食費の無償化などの経済的な負担軽減や、子育て世代包括支援センター「めぐかる」を設置し、妊娠期から子育て期まで継続した支援に努めてきた。今後は、新たに「こども家庭センター」を中心に、妊娠、出産、子育てまでの各時期におけるニーズに対応した、子育てしやすく満足度の高い環境づくりを進めていく必要がある。

(2) 施策の方向

- これまでの経済的な支援をさらに充実させるとともに、一時預かり保育やこども誰でも通園制度の活用、病後児保育などの体制整備、妊娠や子育てに関する相談体制の強化など、子育て環境の更なる充実を図る。

(3) 重要業績評価指標 (KPI)

項目	計算方法	指標	
		基準値	目標値(R12)
①子育て世代の満足度(子ども子育て支援計画指標)	単年	26.9% (令和6年時点)	30%
②病後児保育実施箇所	累計	0か所 (令和6年時点)	1か所

③一時預かり保育場所	単年	1 か所 (令和 6 年時点)	2 か所
④子育て支援広場利用者数	単年	1,267 人 (令和 6 年時点)	1,300 人

(4) 具体的な取り組み

- こども家庭センターによる支援の充実
- 妊産婦、ひとり親、高校生以下の子供等の医療費無料化
- 保育料の無償化
- 一時預かり保育の充実
- 病後児保育の設置の検討
- 中学生以下の学校給食費の無償化
- かるまい文化交流センターへの子育て支援広場の設置
- 公園の整備方針の作成

②-2 教育環境の充実

(1) 現状と課題

- 日々変化を続ける社会に柔軟に対応できる人材、生まれ育った郷土に誇りと愛着を持つ人材の育成が重要である。
- 町内唯一の高校である軽米高校は、個別指導や郷土について学ぶ総合的な学習などを展開している。町の活力源である子供達が、小・中・高校まで一貫した教育を受けられる環境を維持するため、軽米高校の存続に向けた取り組みを進めていく必要がある。

(2) 施策の方向

- 生まれ育った地域に誇りを感じ、郷土を愛する心を育むため、家庭・学校・地域社会が一体となり、町の文化や産業について学ぶ場としてのキャリア教育や体験学習等を推進する。
- 軽米高校については、地域連携型中高一貫教育を生かした特色ある学校づくりや町外からの入学者の確保、学力向上、教育環境の充実のための支援など、学校の存続に向けた取り組みを推進する。

(3) 重要業績評価指標 (KPI)

項目	計算方法	指標	
		基準値	目標値(R12)
①軽米高校年間入学者数	単年	35 人 (令和 6 年時点)	45 人
②キャリア教育協力事業所数	単年	38 事業所 (令和 6 年時点)	38 事業所

(4) 具体的な取り組み

- 体験活動の充実
- キャリア教育の推進
- 軽米高校の存続に向けた支援
- 特色ある学校づくりの推進

②-3 出会いの創出、結婚生活の支援

(1) 現状と課題

- 若者が集まる出会いの場が少なく、またそのような場に出席する若者が減っている。若者が出会うきっかけ作りが必要である。
- 結婚後の生活において経済的な負担に対する若者への支援が必要である。

(2) 施策の方向

- 出会いの創出につながる情報を積極的に発信するとともに、近隣市町村や各種団体との連携、“いきいき岩手”結婚サポートセンターなどの婚活支援センターの有効活用を推進する。
- 結婚新生活支援事業を継続し、経済的負担が軽減され安心して結婚生活が送られるように支援を行う。

(3) 重要業績評価指標 (KPI)

項目	計算方法	指標	
		基準値	目標値(R12)
①婚姻件数	単年	18件 (令和6年時点)	20件

(4) 具体的な取り組み

- 男女の交流機会の創出
- 近隣市町村等との連携の推進
- 婚活支援センター等の登録促進
- 結婚新生活支援事業の推進

基本目標③

魅力あふれる町づくりによる交流と移住の推進

(1) 全体目標

項目	計算方法	指標	
		基準値	目標値(R12)
①交流人口（観光入込客数+社会教育施設等利用者数）	単年	27.2 万人 (令和6年時点)	30 万人
②人口社会増減数 (岩手県人口移動報告年報)	単年	△52 人 (令和6年時点)	0 人

(2) 取り組みの方向

- 町の魅力を積極的に発信し交流人口の増加を図るとともに、町出身者などの地域と多様に関わる関係人口の拡大に向けた取り組みを推進する。
- 空家等の既存の施設等を有効に活用し住環境整備を進めながら、子育て世代や定年となる人などターゲットを絞った移住・定住策を推進する。
- 恒例イベントの内容の充実を図りながら、かるまい文化交流センターを中核とした新たなイベント企画と連動させながら、町中心部の賑わいを創出する。

③-1 魅力発信と交流拡大

(1) 現状と課題

- 町の魅力や情報の発信が十分にできていないことから、さまざまな手段を活用した積極的な情報発信が必要である。
- ふるさと納税は、制度の見直しに対応した取り扱い品目の継続と、新規返礼品の掘り起こしが必要である。
- 地域おこし協力隊への希望者も少しずつ増えてきており、町の活性化につながる活動の展開をサポートし、隊員の定着度を高めていく必要がある。

(2) 施策の方向

- SNSを有効に活用し、タイムリーで効率的な情報発信体制を確立する。
- ふるさと納税の取扱商品の拡充や、地域おこし協力隊、ふるさと大使による情報発信など、町の魅力を積極的に発信し、町に興味をもってくれる人を増やす。
- 町出身者等で構成するふるさと会の他、町に興味・関心を持ってくれる人を大切に、連携した取り組みや交流を推進する。

(3) 重要業績評価指標 (KPI)

項目	計算方法	指標	
		基準値	目標値(R12)
① SNS フォロワー数	単年	2,384 人 (令和 6 年時点)	4,000 人
② ふるさと支援寄附金受入件数	単年	2,044 件 (令和 6 年時点)	2,500 件
③ ふるさと納税お礼品登録数	単年	170 品 (令和 6 年時点)	175 品
④ 地域おこし協力隊員数	累計	6 人 (令和 6 年時点)	13 人

(4) 具体的な取り組み

- SNS 等を活用した情報発信の強化
- 観光施設等における Wi-Fi の有効活用
- 三圏域の交流の推進と情報発信
- 広域連携による魅力の発信
- スポーツ文化団体等による交流活動の促進
- ふるさと納税の推進
- 企業版ふるさと納税の推進
- 地域おこし協力隊による魅力発信
- 大学等との地域連携事業の推進
- 関係人口による交流推進
- ふるさと大使による情報発信

③-2 移住・定住の受入環境づくり

(1) 現状と課題

- 転出超過による社会減が人口減少の一つの原因となっていることから、町外への転出を抑えることと、移住環境を整え転入者を増やしていく必要がある。
- 町内の住宅事情に関する情報が少なく、空き家バンクへの登録件数も伸び悩んでおり、移住希望者等に対する情報発信体制を整える必要がある。
- 首都圏等での移住フェア出展や人気漫画を背景として、軽米町の認知度は向上している。
- 若者の移住と定住を実現する庁内プロジェクト会議を設置し、定住団地の整備と子育て世代が必要とする支援策の拡充について協議を進めている。

(2) 施策の方向

- 既存事業への若者・移住者向けの支援を拡充させることで、首都圏等で生活している町出身者の U ターン の推進、町内在住の若者等の定住を促進する。
- 空き家の有効活用や若者定住促進住宅の整備、宅地分譲等により、若者の定住や移住者を受け入れるための住環境整備を推進する。

(3) 重要業績評価指標 (KPI)

項目	計算方法	指標	
		基準値	目標値(R12)
①空家バンク登録件数	累計	5件 (令和6年時点)	10件
②移住件数(支援策利用者)	累計	11件 (令和6年時点)	30件
③定住団地居住世帯数	累計	— (令和6年時点)	10世帯

(4) 具体的な取り組み

- 移住・定住支援策の充実
- 空き家バンク制度の利用促進
- 空き家等活用推進事業の利用促進
- 移住体験事業の推進
- 不動産情報を取得できる環境づくりの推進
- 若者定住促進住宅計画の推進
- 奨学金返還支援事業の創設

③-3 賑わいの創出

(1) 現状と課題

- 町に興味を持ち好きになってくれる人を増やすため、楽しく、賑わいのある町を創出していく必要がある。
- 既存のイベント内容の工夫をしながら、継続、発展させていくことが必要とされる一方で、予算・スタッフの確保への検討が必要である。

(2) 施策の方向

- 毎年恒例の観光イベントでは、新たな取り組みを取り入れるとともに、産直施設等の充実により、観光客や施設利用者の増加を目指す。
- かるまい文化交流センター宇漢米館において、さまざまなイベントの開催や、利用しやすい施設管理に努めることで、町内外から多くの人を訪れる賑わいのある町を創出する。
- かるまい文化交流センター宇漢米館を拠点に活動する民間団体の育成と、商工・農林・福祉等団体間相互の連携を図りながら、町全体の賑わいづくりにつなげる。

(3) 重要業績評価指標 (KPI)

項目	計算方法	指標	
		基準値	目標値(R12)
①中心街の主要なイベント誘客数	単年	27,000 人 (令和 6 年時点)	27,000 人
②かるまい文化交流センター利用者数	単年	53,000 人 (令和 6 年時点)	55,000 人

(4) 具体的な取り組み

- 魅力あふれる観光イベントの開催
- かるまい文化交流センターを拠点とした賑わい創出
- 公共交通の利便性の向上
- 中心街イベントの活性化
- 産直施設等の充実

基本目標④

生きがいを持ち安心して暮らせるコミュニティの形成

(1) 全体目標

項目	計算方法	指標	
		基準値	目標値(R12)
①町民意識調査（現在住んでいるところに住み続けたいと思う人の割合）	単年	60.4% (令和6年時点)	75.0%

(2) 取り組みの方向

- 地域を中心としたコミュニティの活性化により、支え合いと協働の町づくりを推進する。
- 若者から高齢者まで、あらゆる世代の人が生き生きと生活できるような環境づくりを推進する。

④-1 支え合い・協働・コミュニティの活性化

(1) 現状と課題

- 少子高齢化が進み、行政区などの地域コミュニティの希薄化が危惧されている。自助、共助、公助のあり方を再確認し、地域の人たちがみんなで支えあいながら生活していく醸成を図る必要がある。
- 若者が少ないだけでなく、同世代が交流する機会や場所がないとの声が聞かれる。

(2) 施策の方向

- 福祉分野における助け合い、支え合い活動など、地域を中心としたコミュニティの活性化を図るとともに、若い世代の地域活動への参画を推進する。
- 消防団などの既存のコミュニティのほか、趣味、志向が同じサークルや、文化・郷土芸能団体など、さまざまなコミュニティと行政との協働のまちづくりを推進していく。

(3) 重要業績評価指標（KPI）

項目	計算方法	指標	
		基準値	目標値(R12)
①通いの場・支え合い活動実施地区	累計	21 地区 (令和6年時点)	26 地区
②ゲートキーパーの養成	累計	187 人 (令和6年時点)	400 人
③自主防災組織数	単年	12 組織 (令和6年時点)	30 組織
④郷土芸能保存会の活動団体数	単年	4 団体 (令和6年時点)	4 団体
⑤若者会議の実施	累計	6 回 (令和6年時点)	20 回

(4) 具体的な取り組み

- 助け合い、支え合い活動の推進
- ゲートキーパーの養成
- 地域活動支援事業等による地域活性化
- 地域づくりチャレンジ事業の活用促進
- 若者や子育て世代の地域活動への参加促進
- 若者会議の開催
- 消防団員の確保
- 自主防災組織の結成・活動支援
- 文化・郷土芸能の継承活動の推進

④-2 生きがいづくりの推進

(1) 現状と課題

- 町の活性化のためには、町民一人一人が生きがいを持って生活していくことが重要である。若者からお年寄りまで、それぞれが興味のある分野に積極的に参画し、活力に満ち、生き生きと暮らせる環境づくりが大切である。

(2) 施策の方向

- 高齢者がこれまでの経験を生かして生き生きと活動できるシルバー人材センターへの登録を促進する。
- 生涯学習等の学習メニューを充実させ、さまざまな分野の人が学ぶことができる環境づくりを推進する。
- 共通の趣味やスポーツ活動などを楽しむ環境づくりを推進する。

(3) 重要業績評価指標 (KPI)

項目	計算方法	指標	
		基準値	目標値(R12)
①シルバー人材センター活動者数	単年	2,365人 (令和6年時点)	2,400人
②町民講座参加者数	単年	601人 (令和6年時点)	660人
③図書貸出者数	単年	4,617人 (令和6年時点)	5,000人

(4) 具体的な取り組み

- いきいきシルバー活動の支援
- 寿大学の開催
- 生涯学習、スポーツ活動の推進

3.4 戦略の推進とフォローアップ

(1) 戦略の推進体制

本戦略は、産業、行政、教育、金融、労働、報道の各機関や地域住民、学識者等の多様な立場の人で構成する「総合戦略推進委員会」において意見を出し合い策定しました。

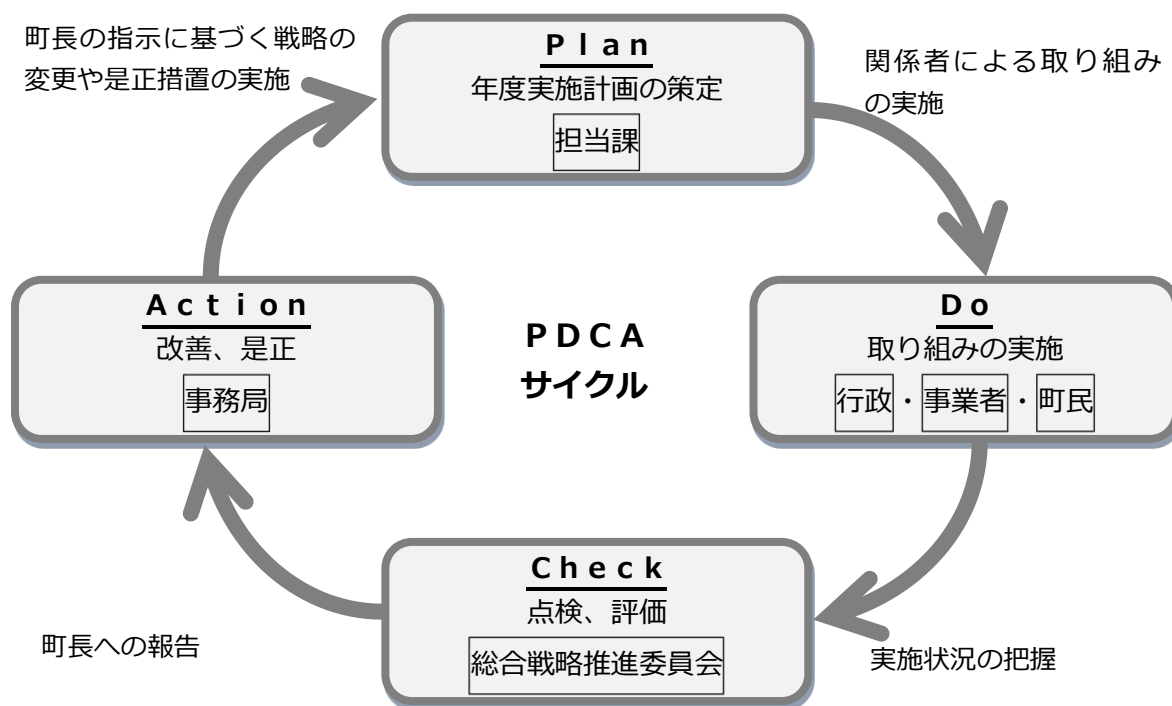
戦略の推進にあたっては、この推進委員会において点検・評価を行い、目標の達成に向けてフォローアップしていきます。

(2) フォローアップ

本戦略を効果的に実施し、着実に成果を出していくためには、戦略の進捗状況の定期的なフォローアップが不可欠です。

フォローアップは、マネジメントの基本的なサイクルであるPDCAサイクル[計画(Plan)→実行(Do)→点検・評価(Check)→改善(Action)]に基づいて行います。

本戦略を進めるPDCAサイクルのイメージは以下のとおりです。



推進と進捗管理の仕組み (PDCAサイクル)

(3) フォローアップの流れ

フォローアップ（点検・評価・公表）は、単年度を単位として実施します。その流れは以下のとおりです。

- 事務局（政策推進課）は、取り組みの内容及び進捗状況についての情報を収集し、戦略の進捗状況を把握します。
- 把握した結果は、「軽米町総合戦略推進委員会」へ報告し、点検・評価を行います。点検・評価の結果は、町長へ報告します。
- 町長は、必要に応じて戦略の変更や是正措置の実施を事務局へ指示します。
- 事務局は、取り組みの実施状況について、かるまいテレビ、広報かるまい、町ウェブページ等を活用して広く公表します。

(4) 施策の実施

各基本目標における具体的な取り組みは、事業担当課が計画し実行します。事業担当課は、P D C Aサイクルに従って、事業の実施、進捗状況の報告、点検・評価、次年度の計画の見直しを進め、K P Iの達成に向けた取り組みを進めます。

また、基本目標のテーマごとに中心となる主担当課を設け、関係課とともに効果的な施策の展開を図ります。

主たる担当課及び関係課は次のとおりです。

施 策	主たる担当課	関係課			
基本目標① 地域資源を生かした雇用の創出と産業の振興					
①-1 雇用の創出	政策推進課	産業振興課			
①-2 農林畜産業、商工業の振興	産業振興課	政策推進課			
①-3 6次産業化の推進	産業振興課	政策推進課			
基本目標② 結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくり					
②-1 子育て支援環境の充実	健康福祉課	町民生活課	教育委員会		
②-2 教育環境の充実	教育委員会				
②-3 出会いの創出、結婚生活の支援	健康福祉課	政策推進課	町民生活課		
基本目標③ 魅力あふれる町づくりによる交流と移住の推進					
③-1 魅力発信と交流拡大	政策推進課	産業振興課	教育委員会		
③-2 移住・定住の受入環境づくり	政策推進課	地域整備課	教育委員会		
③-3 にぎわいの創出	産業振興課	政策推進課	教育委員会		
基本目標④ 生きがいを持ち安心して暮らせるコミュニティの形成					
④-1 支え合い・協働・コミュニティの活性化	健康福祉課	総務課	政策推進課	町民生活課	教育委員会
④-2 生きがいづくりの推進	教育委員会	政策推進課	健康福祉課		

4. 資料 編

4.1 軽米町総合戦略推進委員会設置要綱

軽米町総合戦略推進委員会設置要綱

令和2年9月29日 告示第85号

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条の規定に基づき、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進を図るため、軽米町総合戦略推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 軽米町総合戦略の策定及び推進に関すること。
- (2) その他、まち・ひと・しごと創生に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 産業、行政、教育、金融、労働及びマスコミの分野における有識者
- (2) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は妨げないものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は町長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、政策推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和2年9月29日から施行する。
- 2 軽米町総合戦略策定委員会設置要綱（平成27年5月1日告示第10号）及び軽米町総合戦略推進委員会設置要綱（平成28年6月2日告示第11号）は、廃止する。

附 則

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

4.2 軽米町総合戦略推進委員名簿

(令和8年3月現在)

分類	所属団体等	役職	氏名	備考
産業関係	軽米町商工会	事務局長	福田 浩司	
	新岩手農協軽米支所	軽米支所長	小原 玄剛	
行政機関	岩手県県北広域振興局 二戸地域振興センター	地域振興課長	佐藤 さおり	
教育機関	岩手県立軽米高等学校	校長	高橋 直樹	
金融機関	株式会社岩手銀行二戸支店	副支店長	金野 将	
労働関係	軽米町商工会女性部	部長	君成田三智枝	
	軽米町商工会青年部	部長	夏井 賢一	
マスコミ	株式会社エフエム岩手	営業部専任部長	舘澤 徳寿	
町長が必要と認める者	軽米町認定農業者振興会	会長	古里 臣教	
	軽米町PTA連合会	会長	畠山 公志	
	軽米町保育施設保護者会連絡協議会	会長	山根 智美	
	軽米町社会福祉協議会	会長	田名部 晴夫	副委員長
	軽米町自治公民館連絡協議会	会長	大崎 幸男	
	軽米町スポーツ協会	副会長	工藤 節子	
	軽米町文化協会	理事	古舘 春代	
	軽米町移住コーディネーター		横井内 尚登	
	岩手県立大学総合政策学部	教授	堀籠 義裕	委員長